

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）記載要領及び留意事項】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
担保提供書（C - 1090）	担保提供書（C - 1090）
<p>~ (省略)</p> <p>引取担保の提供の場合は、「一月当たりの引取担保提供額」欄に、輸入予定地における特例申告による納付見込額の合計額と、特定月の属する年の前年において輸入予定地において輸入した<u>貨物</u>について特例申告により納付した又は納付すべきことが確定した関税等の額の合計額を当該特例申告を行つた月数で除して得た額とのいづれか多い額に相当する額を記載する。この場合において、二以上の特定月に係る引取担保をまとめて一の担保物件により提供する場合は、当該担保物件に係る担保提供額の 2 分の 1 に相当する額の範囲で記載する。</p>	<p>~ (同左)</p> <p>引取担保の提供の場合は、「一月当たりの引取担保提供額」欄に、輸入予定地における特例申告による納付見込額の合計額と、特定月の属する年の前年において輸入予定地において輸入した<u>指定貨物</u>について特例申告により納付した又は納付すべきことが確定した関税等の額の合計額を当該特例申告を行つた月数で除して得た額（当該前年において当該輸入予定地において輸入した指定貨物について特例申告を行つたことがない場合にあつては、当該指定貨物について納付した又は納付すべきことが確定した関税等の額の合計額の 12 分の 1 に相当する額）とのいづれか多い額に相当する額を記載する。この場合において、二以上の特定月に係る引取担保をまとめて一の担保物件により提供する場合は、当該担保物件に係る担保提供額の 2 分の 1 に相当する額の範囲で記載する。</p>
<p>(省略)</p> <p>展示等申告書（運送申告書）(C - 3340)</p>	<p>(同左)</p> <p>展示等申告書（運送申告書）(C - 3340)</p>
<p><申告書上段の記載事項></p> <p>(省略)</p> <p>(省略)</p> <p>「原産地」欄には、<u>関税法施行令第 4 条の 2 第 4 項</u>に規定する原産地を記載する。</p>	<p><申告書上段の記載事項></p> <p>(同左)</p> <p>(同左)</p> <p>「原産地」欄には、<u>関税法基本通達 68 - 3 - 4 (協定税率を適用する場合の原産地認定基準)</u>に規定する原産地を記載する。</p>
<p>輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用）(C - 5020)</p> <p>輸入申告書等記載要領の共通事項</p> <p>(省略)</p> <p>申告書への記載は、和文又は英文をもって行う。</p> <p>~ (省略)</p> <p>外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）</p>	<p>輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用）(C - 5020)</p> <p>輸入申告書等記載要領の共通事項</p> <p>(同左)</p> <p>申告書への記載は、和文又は英文をもつて行う。</p> <p>~ (同左)</p> <p>外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）記載要領及び留意事項】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																				
<p>以下「統計基本通達」という。)の21-2に掲げる貨物(同中(14)に掲げるものを除く。)については、関税の軽減又は免除の取扱いを受けようとする1品目(関税率表の適用上の所属区分及び統計品目の適用上の所属区分のいずれも同一である貨物を一つの物品として取りまとめたものをいう。以下同じ。)の価格が20万円を超えるものを除き、申告書中「統計細分」欄に×印を記入する。</p> <p>各欄は、原則として統計品目番号、税番及び税率の異なるごとに記載するものとする。ただし、同一の統計品目番号、税番及び税率であっても、減免税条項の適用を受けようとするものが含まれる場合、減免税の適用条項が異なる場合、又は内国消費税が課税されるものがある場合、若しくは内国消費税の適用税率等が異なる場合には別欄に記載する。</p> <p>輸入(納税)申告書に係る関税等の納付を法第9条の4ただし書に規定する財務省令で定める方法により行う場合には、申告書の上部余白に当該方法により関税等を納付したい旨(例えば、「MPN利用」)を明瞭に記載する。</p> <p>輸入(納税)申告書の記載要領</p> <p><申告書上段の記載要領></p> <p>申告種別符号欄には、該当する符号の右の枠内に×印を記入する。</p> <p>(注) 略号符号の意義は、次のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">IC.....直輸入</td> <td style="width: 50%;">RE IMP.....再輸入</td> </tr> <tr> <td>IS.....蔵入れ</td> <td>ISW.....蔵出輸入</td> </tr> <tr> <td>IM.....移入れ</td> <td>IMW.....移出輸入</td> </tr> <tr> <td>IA.....総保入れ</td> <td>IAC.....総保出輸入</td> </tr> <tr> <td>BP.....許可前引取</td> <td>IBP.....輸入許可前引取貨物の輸入</td> </tr> </table> <p>「申告年月日」欄 (省略)</p> <p>「仕出入住所氏名」の欄 (省略)</p> <p>「船(取)卸港」欄 (省略)</p> <p>「原産地」欄には、<u>関税法施行令第4条の2第4項による原産地</u>を記載する。ただし、統計基本通達6-2に定められた再輸入の場合には、積出國を<u>かっこ書き</u>で併記する。</p> <p>「積出地」欄 (省略)</p>	IC.....直輸入	RE IMP.....再輸入	IS.....蔵入れ	ISW.....蔵出輸入	IM.....移入れ	IMW.....移出輸入	IA.....総保入れ	IAC.....総保出輸入	BP.....許可前引取	IBP.....輸入許可前引取貨物の輸入	<p>以下「統計基本通達」という。)の21-2 (<u>普通貿易統計計上除外貨物</u>)に掲げる貨物(同中(14) (<u>金貨及び貨幣用金</u>)に掲げるものを除く。)については、関税の軽減又は免除の取扱いを受けようとする1品目(関税率表の適用上の所属区分及び統計品目の適用上の所属区分のいずれも同一である貨物を一つの物品として取りまとめたものをいう。以下同じ。)の価格が20万円を超えるものを除き、申告書中「統計細分」欄に×印を記入する。</p> <p>各欄は、原則として統計品目番号、税番及び税率の異なるごとに記載するものとする。ただし、同一の統計品目番号、税番及び税率であっても、減免税条項の適用を受けようとするものが含まれる場合、減免税の適用条項が異なる場合、又は内国消費税が課税されるものがある場合、若しくは内国消費税の適用税率等が異なる場合には別欄に記載する。</p> <p>輸入(納税)申告書に係る関税等の納付を法第9条の4ただし書(<u>電子情報処理組織による納付手続</u>)に規定する財務省令で定める方法により行う場合には、申告書の上部余白に当該方法により関税等を納付したい旨(例えば、「MPN利用」)を明瞭に記載する。</p> <p>輸入(納税)申告書の記載要領</p> <p><申告書上段の記載要領></p> <p>申告種別符号欄には、該当する符号の右の枠内に×印を記入する。</p> <p>(注) 略号符号の意義は、次のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">IC.....直輸入</td> <td style="width: 50%;">RE IMP.....再輸入</td> </tr> <tr> <td>IS.....蔵入れ</td> <td>ISW.....蔵出輸入</td> </tr> <tr> <td>IM.....移入れ</td> <td>IMW.....移出輸入</td> </tr> <tr> <td>IA.....総保入れ</td> <td>IAC.....総保出輸入</td> </tr> <tr> <td>BP.....許可前引取</td> <td>IBP.....輸入許可前引取貨物の輸入</td> </tr> </table> <p>「申告年月日」欄 (同左)</p> <p>「仕出入住所氏名」の欄 (同左)</p> <p>「船(取)卸港」欄 (同左)</p> <p>「原産地」欄には、<u>関税法基本通達68-3-5(原産地の認定基準)</u>による原産地を記載する。ただし、統計基本通達6-2 (<u>内国産貨物</u>)に定められた再輸入の場合には、積出國を<u>括弧書き</u>で併記する。</p> <p>「積出地」欄 (同左)</p>	IC.....直輸入	RE IMP.....再輸入	IS.....蔵入れ	ISW.....蔵出輸入	IM.....移入れ	IMW.....移出輸入	IA.....総保入れ	IAC.....総保出輸入	BP.....許可前引取	IBP.....輸入許可前引取貨物の輸入
IC.....直輸入	RE IMP.....再輸入																				
IS.....蔵入れ	ISW.....蔵出輸入																				
IM.....移入れ	IMW.....移出輸入																				
IA.....総保入れ	IAC.....総保出輸入																				
BP.....許可前引取	IBP.....輸入許可前引取貨物の輸入																				
IC.....直輸入	RE IMP.....再輸入																				
IS.....蔵入れ	ISW.....蔵出輸入																				
IM.....移入れ	IMW.....移出輸入																				
IA.....総保入れ	IAC.....総保出輸入																				
BP.....許可前引取	IBP.....輸入許可前引取貨物の輸入																				

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）記載要領及び留意事項】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>「船荷証券番号」欄 (省略)</p> <p>「蔵置場所(都道府県名)」欄には、現に貨物を蔵置している場所(例えば保税蔵置場の名称)及び当該蔵置場所が所在する都道府県名を記載する。ただし、当該蔵置場所が他所蔵置場所、本船、はしけなどの保税地域以外の場所である場合は、「都道府県名」欄には、本関が所在する都道府県名を記載する。</p> <p>なお、本船扱い又はふ中扱いの場合には本船扱い又はふ中扱いを受けようとする場所等(例えば、本船扱いに<u>あっては</u>接岸岸壁名、ふ中扱いに<u>あっては</u>、はしけだまりの名称及びはしけ名(2隻以上の場合には、「〇〇丸ほか〇〇隻」))を記載する。</p> <p>「蔵入、移入又は総保入先」欄 (省略)</p> <p>「申告番号」欄 (省略)</p> <p>「船(取)卸港符号」「船(機)籍符号」「貿易形態別符号」「原産国(地)符号」及び「輸入者符号」の欄には、統計基本通達 25 - 1 から同 25 - 6 までに定められた記載要領により記載する。</p> <p>「(調査用符号)」欄 (省略)</p> <p>蔵(移・総保)入れの承認を受けた貨物について輸入申告をする場合には、「積載船(機)名」「入港年月日」等記載の必要がないと認められる欄については、適宜記載の省略を認めて差し支えない。</p>	<p>「船荷証券番号」欄 (同左)</p> <p>「蔵置場所(都道府県名)」欄には、現に貨物を蔵置している場所(例えば保税蔵置場の名称)及び当該蔵置場所が所在する都道府県名を記載する。ただし、当該蔵置場所が他所蔵置場所、本船、はしけなどの保税地域以外の場所である場合は、「都道府県名」欄には、本関が所在する都道府県名を記載する。</p> <p>なお、本船扱い又はふ中扱いの場合には本船扱い又はふ中扱いを受けようとする場所等(例えば、本船扱いに<u>あっては</u>接岸岸壁名、ふ中扱いに<u>あっては</u>、はしけだまりの名称及びはしけ名(2隻以上の場合には、「〇〇丸ほか〇〇隻」))を記載する。</p> <p>「蔵入、移入又は総保入先」欄 (同左)</p> <p>「申告番号」欄 (同左)</p> <p>「船(取)卸港符号」「船(機)籍符号」「貿易形態別符号」「原産国(地)符号」及び「輸入者符号」の欄には、統計基本通達 25 - 1 (積込港符号又は船(取)卸港符号)から同 25 - 6 (輸出入者符号)までに定められた記載要領により記載する。</p> <p>「(調査用符号)」欄 (同左)</p> <p>蔵(移・総保)入れの承認を受けた貨物について輸入申告をする場合には、「積載船(機)名」「入港年月日」等記載の必要がないと認められる欄については、適宜記載の省略を認めて差し支えない。</p>
<申告書の中段のうち、関税に関する欄の記載要領>	<申告書の中段のうち、関税に関する欄の記載要領>
<p>「品名」欄 (省略)</p> <p>「番号」欄 (省略)</p> <p>「統計細分」欄には、「輸入統計品目表」に定める細分番号(3けた)を記載する。</p> <p>なお、申告貨物が再輸入品の場合には、細分番号(3けた)の末尾に統計基本通達 25 - 7(再輸出入品識別符号)に定められた識別符号「Y」を記載する。また、申告貨物が<u>EPA税率</u>(関税法基本通達 3 - 2(条約に基づく税率の適用)の<u>に規定する税率</u>をいう。以下同じ。)を適用する場合には、細分番号(3けた)の末尾に識別符号「F」を記載する。ただし、<u>EPA税率</u>のうち、<u>経済連携協定に基づく関税割当制度</u>に関する政令(平成 17 年政令第 35 号)に基づき、<u>経済連携協定</u>において関税の譲許が一定の数量を限</p>	<p>「品名」欄 (同左)</p> <p>「番号」欄 (同左)</p> <p>「統計細分」欄には、「輸入統計品目表」に定める細分番号(3けた)を記載する。</p> <p>なお、申告貨物が再輸入品の場合には、細分番号(3けた)の末尾に統計基本通達 25 - 7(再輸出入品識別符号)に定められた識別符号「Y」を記載する。また、申告貨物が<u>シンガポール税率</u>、<u>メキシコ税率</u>又は<u>マレーシア税率</u>(関税法基本通達 3 - 2(条約に基づく税率の適用)の<u>に規定する税率</u>をいう。以下同じ。)を適用する場合には、細分番号(3けた)の末尾に識別符号「F」を記載する。ただし、<u>メキシコ税率</u>又は<u>マレーシア税率</u>のうち、<u>経済上の連携の強化</u>に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づ</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）記載要領及び留意事項】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
度として定められている物品の当該譲許の便益を適用する場合には、細分番号（3けた）の末尾に「F」の記載に代えて識別符号「K」を記載する。	く関税割当制度に関する政令（平成17年政令第35号）又は経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成18年政令第195号）に基づき、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（平成17年条約第8号）附属書1の日本国の表又は経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定（平成18年条約第7号）附属書1の日本国の表において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品の当該譲許の便益を適用する場合には、細分番号（3けた）の末尾に「F」の記載に代えて識別符号「K」を記載する。
「税表細分」（省略）	「税表細分」（同左）
「単位」（省略）	「単位」（同左）
「正味数量」（省略）	「正味数量」（同左）
「申告価格」欄には、CIF価格を邦価で記載することとし、その記載に当たっては、当該価格のうち、千円以上の価格は左側白抜き部分に、千円未満の価格は右側色刷部分に記載する。	「申告価格」欄には、CIF価格を邦価で記載することとし、その記載に当たっては、当該価格のうち、千円以上の価格は左側白抜き部分に、千円未満の価格は右側色刷部分に記載する。
なお、関税定率法基本通達4の7-1の規定により別途通知する通貨以外の通貨により価格が表示された貨物に係る蔵（移・総保）入承認申請及び蔵（移・総保）出輸入申告の「申告価格」欄の記載に当たっては、当該欄下部の色刷部分に価格条件及び当該外国通貨建による価格を必ず記載するものとする。	なお、関税定率法基本通達4の7-1の規定により別途通知する通貨以外の通貨により価格が表示された貨物に係る蔵（移・総保）入承認申請及び蔵（移・総保）出輸入申告の「申告価格」欄の記載に当たっては、当該欄下部の色刷部分に価格条件及び当該外国通貨建による価格を必ず記載するものとする。
「税率」欄には、税率を記載し、当該税率の適用区分に従つて、「基」（基本税率をいう。）「協」（協定税率（関税法基本通達3-2（条約に基づく税率の適用））に規定する税率をいう。）便益税率及びEPA税率をいう。」「特」（特惠税率をいう。）又は「暫」（暫定税率をいう。）のいずれかの下の枠内に×印を記する。	「税率」欄には、税率を記載し、当該税率の適用区分に従つて、「基」（基本税率をいう。）「協」（協定税率（関税法基本通達3-2（条約に基づく税率の適用））に規定する税率をいう。）便益税率、シンガポール税率、メキシコ税率及びマレーシア税率をいう。」「特」（特惠税率をいう。）又は「暫」（暫定税率をいう。）のいずれかの下の枠内に×印を記する。
「関税額」（省略）	「関税額」（同左）
「減免税条項適用区分」（省略）	「減免税条項適用区分」（同左）
「定率、暫定」欄には、定率法が適用される場合は「定率」、暫定法が適用される場合は「暫定」のそれぞれの右の枠内に×印を記入する。また、「条項号」欄には、適用法令の免税に関する条項及び号を記載する。この場合において、上段は法律の条項号、中段は政令の条項号、下段は政令の別表の号を記載する（例えば、暫定令別表該当の場合には、「符号」欄に当該物品の減免税条項符号を記載し、「暫定」欄の右の枠内に×印を記入し、「条項号」	「定率、暫定」欄には、定率法が適用される場合は「定率」、暫定法が適用される場合は「暫定」のそれぞれの右の枠内に×印を記入する。また、「条項号」欄には、適用法令の免税に関する条項及び号を記載する。この場合において、上段は法律の条項号、中段は政令の条項号、下段は政令の別表の号を記載する（例えば、暫定令別表該当の場合には、「符号」欄に当該物品の減免税条項符号を記載し、「暫定」欄の右の枠内に×印を記入し、「条項号」

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）記載要領及び留意事項】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>欄の上段に暫定法の条項号を、中段に暫定令の条項号を、下段に暫定令別表の号を記載する。)</p> <p>なお、定率法及び暫定法以外の条約、法令に基づき関税の減免を受けようとする場合には、「条項号」欄に、適用条約、法令の減免税に関する条、項及び号を記載し、条約名又は法令名は、便宜、「税關記入欄」に記載する。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>展覧会等に出品するため輸入される無税品で、輸入の際の性質、形状のままで再輸出される貨物に係る輸入申告については、貿易統計計上除外となつてるので、「符号」欄に展と記入する。</p> <p>「税額合計」 (省略)</p>	<p>欄の上段に暫定法の条項号を、中段に暫定令の条項号を、下段に暫定令別表の号を記載する。)</p> <p>なお、定率法及び暫定法以外の条約、法令に基づき関税の減免を受けようとする場合には、「条項号」欄に、適用条約、法令の減免税に関する条、項及び号を記載し、条約名又は法令名は、便宜、「税關記入欄」に記載する。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>展覧会等に出品するため輸入される無税品で、輸入の際の性質、形状のままで再輸出される貨物に係る輸入申告については、貿易統計計上除外となつてるので、「符号」欄に展と記入する。</p> <p>「税額合計」 (同左)</p>
<p><申告書中段のうち、内国消費税等に関する欄（印のある欄）の記載要領></p> <p>「酒 石 消 地 」 (省略)</p> <p>「単位」 (省略)</p> <p>「正味数量」欄には、上記「単位」欄の単位により表示される数量を記載することとし、関税の「正味数量」の欄に記載された数量と同一となるときは省略して差し支えない。ただし、課税物品が従量税品であつて引取数量と課税標準数量とが異なる場合（例えば、揮発油税法第8条第1項の規定による控除があつたとき）には、「正味数量」の欄に控除後の課税標準数量を記載し、「内国消費税等課税標準額」欄の下部に控除数量を括弧書により記載する。</p> <p>なお、たばこ税及びたばこ特別税の場合、たばこ税法第10条第2項の表に掲げる製造たばこにあつては、それぞれの区分に応じ、同表に定める分量をもつて第1種の製造たばこに換算した本数を記載する。</p> <p>「内国消費税等課税標準額」 (省略)</p> <p>「種別等・税率」 (省略)</p> <p>「内国消費税額等税額」 (省略)</p> <p>「減免税条項適用区分」 (省略)</p> <p>「条項号」欄には、適用法令の減免税に関する条、項及び号を記載する。なお、この場合、法律によつて物品及び適用要件が特定されていない場合には、「条項号」欄の下位余白に適用政令の条、項及び号を記載する。また、政令によつても特定されていない場合には、便宜「税關記入欄」に適用規則等を記載する。</p>	<p><申告書中段のうち、内国消費税等に関する欄（印のある欄）の記載要領></p> <p>「酒 石 消 地 」 (同左)</p> <p>「単位」 (同左)</p> <p>「正味数量」欄には、上記「単位」欄の単位により表示される数量を記載することとし、関税の「正味数量」の欄に記載された数量と同一となるときは省略して差し支えない。ただし、課税物品が従量税品であつて引取数量と課税標準数量とが異なる場合（例えば、揮発油税法第8条第1項の規定による控除があつたとき）には、「正味数量」の欄に控除後の課税標準数量を記載し、「内国消費税等課税標準額」欄の下部に控除数量を括弧書により記載する。</p> <p>なお、たばこ税及びたばこ特別税の場合、たばこ税法第10条第2項の表に掲げる製造たばこにあつては、それぞれの区分に応じ、同表に定める分量をもつて第1種の製造たばこに換算した本数を記載する。</p> <p>「内国消費税等課税標準額」 (同左)</p> <p>「種別等・税率」 (同左)</p> <p>「内国消費税額等税額」 (同左)</p> <p>「減免税条項適用区分」 (同左)</p> <p>「条項号」欄には、適用法令の減免税に関する条、項及び号を記載する。なお、この場合、法律によつて物品及び適用要件が特定されていない場合には、「条項号」欄の下位余白に適用政令の条、項及び号を記載する。また、政令によつても特定されていない場合には、便宜「税關記入欄」に適用規則等を記載する。</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）記載要領及び留意事項】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>「税額合計」（省略）</p> <p><申告書下段の記載要領></p> <p>「貨物の個数・記号・番号」（省略）</p> <p>「添付書類」（省略）</p> <p>「仕入書」、「仕入書に代る他の書類」、「原産地証明書」（省略）</p> <p>「輸入貿易管理令別表1・2第 号」欄には、同別表に該当する貨物がある場合にのみ記入することとし、右の枠内（2つの枠のうち左側の枠）に×印を記入し、「別表1・2」のうち、該当しない数字を<u>まつ消</u>の上、「第号」に該当する号数を記載する。</p> <p>また、別表に該当する貨物の品名欄の（ ）内に付した番号及びそのCIF価格を本欄の上部に記載する（ただし、同一品名欄の貨物に別表に該当するものとそれ以外のものとが含まれる場合に限る。）</p> <p>「関税法第70条関係許可・承認等」（省略）</p> <p>「評価申告」（省略）</p> <p>「納期限の延長に係る事項」（省略）</p> <p>「延長しない税額」（省略）</p> <p>「税関記入欄」（省略）</p> <p>「許可・承認印、許可、承認年月日」（省略）</p> <p>「枚、欄」（省略）</p> <p>「通関士記名押印」（省略）</p> <p>その他輸入申告書等の記載要領等</p> <p><少額貨物簡易通関扱いをする貨物の輸入申告書の記載要領>（省略）</p> <p><関税定率法第3条の3の規定を適用する貨物の輸入申告書の記載要領></p> <p>関税定率法第3条の3の規定を適用する貨物の輸入申告書の記載については、前記の<少額貨物簡易通關扱いをする貨物の輸入申告書の記載要領>に準ずる。</p> <p>なお、この場合においては、申告書中段中次の欄の記載は以下による。</p> <p>「品名」（省略）</p> <p>「番号」（省略）</p> <p>「統計細分」（省略）</p> <p>「税表細分」（省略）</p>	<p>「税額合計」（同左）</p> <p><申告書下段の記載要領></p> <p>「貨物の個数・記号・番号」（同左）</p> <p>「添付書類」（同左）</p> <p>「仕入書」、「仕入書に代る他の書類」、「原産地証明書」（同左）</p> <p>「輸入貿易管理令別表1・2第 号」欄には、同別表に該当する貨物がある場合にのみ記入することとし、右の枠内（2つの枠のうち左側の枠）に×印を記入し、「別表1・2」のうち、該当しない数字を<u>まつ消</u>の上、「第号」に該当する号数を記載する。</p> <p>また、別表に該当する貨物の品名欄の（ ）内に付した番号及びそのCIF価格を本欄の上部に記載する（ただし、同一品名欄の貨物に別表に該当するものとそれ以外のものとが含まれる場合に限る。）</p> <p>「関税法第70条関係許可・承認等」（同左）</p> <p>「評価申告」（同左）</p> <p>「納期限の延長に係る事項」（同左）</p> <p>「延長しない税額」（同左）</p> <p>「税関記入欄」（同左）</p> <p>「許可・承認印、許可、承認年月日」（同左）</p> <p>「枚、欄」（同左）</p> <p>「通關士記名押印」（同左）</p> <p>その他輸入申告書等の記載要領等</p> <p><少額貨物簡易通關扱いをする貨物の輸入申告書の記載要領>（同左）</p> <p><関税定率法第3条の3の規定を適用する貨物の輸入申告書の記載要領></p> <p>関税定率法第3条の3（<u>（少額輸入貨物に対する簡易税率）</u>）の規定を適用する貨物の輸入申告書の記載については、前記の<少額貨物簡易通關扱いをする貨物の輸入申告書の記載要領>に準ずる。</p> <p>なお、この場合においては、申告書中段中次の欄の記載は以下による。</p> <p>「品名」（同左）</p> <p>「番号」（同左）</p> <p>「統計細分」（同左）</p> <p>「税表細分」（同左）</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）記載要領及び留意事項】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>「単位欄」（省略） 「正味数量」（省略） 「税率」（省略）</p> <p><関税定率法第14条第18号の規定を適用する貨物の輸入申告書の記載要領> 関税定率法第14条第18号の規定を適用する貨物（関税法基本通達67-4-6に掲げる貨物について、67-4-7の規定に基づき申告する場合を除く。）の輸入申告書の記載については、前記の<少額貨物簡易通関扱いをする貨物の輸入申告書の記載要領>に準ずる。 なお、この場合において、「番号」、「統計細分」、「税表細分」及び「税率」の各欄並びに消費税に関する欄の記載は要しない。</p>	<p>「単位欄」（同左） 「正味数量」（同左） 「税率」（同左）</p> <p><関税定率法第14条第18号の規定を適用する貨物の輸入申告書の記載要領> 関税定率法第14条第18号（<u>（少額貨物の無条件免税）</u>）の規定を適用する貨物（関税法基本通達67-4-6（マニフェスト等による輸入申告）に掲げる貨物について、67-4-7（マニフェスト等による申告手続）の規定に基づき申告する場合を除く。）の輸入申告書の記載については、前記の<少額貨物簡易通關扱いをする貨物の輸入申告書の記載要領>に準ずる。 なお、この場合において、「番号」、「統計細分」、「税表細分」及び「税率」の各欄並びに消費税に関する欄の記載は要しない。</p>
<p><賦課課税方式適用貨物の輸入申告書の記載要領> 賦課課税方式が適用される貨物の輸入申告書の記載については、前記の「輸入（納税）申告書の記載要領」に準ずる。ただし、申告書の標題中「（納税）」の文字をまつ消して使用することとし、申告書の中段中「税表細分」、「税率」、「関税額」及び「税額合計」の各欄の記載は要しない。</p>	<p><賦課課税方式適用貨物の輸入申告書の記載要領> 賦課課税方式が適用される貨物の輸入申告書の記載については、前記の「輸入（納税）申告書の記載要領」に準ずる。ただし、申告書の標題中「（納税）」の文字をまつ消して使用することとし、申告書の中段中「税表細分」、「税率」、「関税額」及び「税額合計」の各欄の記載は要しない。</p>
<p><地位協定の実施に伴う関税法等の臨特法等関係貨物の申告>（省略）</p>	<p><地位協定の実施に伴う関税法等の臨特法等関係貨物の申告>（同左）</p>
<p><蔵（移・総保）入承認申請書の記載要領等> 蔵（移・総保）入の承認申請に際しては、輸入（納税）申告書の標題、「輸入（納税）申告書」の文字をまつ消し、ゴム印又はペン書きで「蔵入承認申請書」、「移入承認申請書」又は「総保入承認申請書」の表示をする。 蔵（移・総保）承認申請書の記載については、前記の「輸入（納税）申告書の記載要領」に準ずる。ただし関税額欄、内国消費税等額欄及び減免税条項適用区分欄の記載は要しない。 なお、申請書記載事項に誤りがあったときは、修正申告書又は更正の手続によることなく、税関において是正し、又は申請者に訂正する。 総保入承認申請書の記載に<u>当たって</u>は、次のことに留意する。 （イ）及び（ロ）（省略）</p>	<p><蔵（移・総保）入承認申請書の記載要領等> 蔵（移・総保）入の承認申請に際しては、輸入（納税）申告書の標題、「輸入（納税）申告書」の文字をまつ消し、ゴム印又はペン書きで「蔵入承認申請書」、「移入承認申請書」又は「総保入承認申請書」の表示をする。 蔵（移・総保）承認申請書の記載については、前記の「輸入（納税）申告書の記載要領」に準ずる。ただし関税額欄、内国消費税等額欄及び減免税条項適用区分欄の記載は要しない。 なお、申請書記載事項に誤りがあつたときは、修正申告書又は更正の手続によることなく、税関において是正し、又は申請者に訂正する。 総保入承認申請書の記載に<u>当たつて</u>は、次のことに留意する。 （イ）及び（ロ）（同左）</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）記載要領及び留意事項】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><蔵出輸入申告又は総保出輸入申告(加工・製造又は展示・使用を行った貨物に係るものを除く。)の取扱い> (省略)</p> <p><原料課税の適用を受ける貨物に係る製品の移出輸入申告又は総保出輸入申告の取扱い></p> <p> 原料税の表示 (省略)</p> <p> 申告書中段の記載要領</p> <p> イ 製品の記載に当たっては、「品名」、「単位」及び「正味数量」以外の事項は記載を要しない。ただし、内国消費税等課税物品であるときは、内国消費税等に係る事項はすべて記載する。</p> <p> 口及びハ (省略)</p> <p> (省略)</p> <p><関税法第7条の2の規定を適用する貨物の輸入申告書及び特例申告書の記載要領></p> <p> 輸入(引取)申告</p> <p> イ <u>特例申告貨物(関税法第7条の2第2項に規定する特例申告貨物をいう。以下同じ。)の輸入申告に際しては、輸入(納税)申告書の標題「輸入(納税)申告書(内国消費税等課税標準数量等申告書兼用)」を「輸入(引取)申告書」に訂正し、上部余白に「簡」と朱書きで表示する。</u></p> <p> 口 輸入(引取)申告書の記載については、前記 及び に規定する記載要領に準じて記載することとするが、「輸入者符号」欄には、輸入者符号の後に輸入(引取)申告である旨のコード「A」を横線で結ぶことにより記載する(例: 11111-A)。なお、以下の項目については、記載を要しない。</p> <p> (イ)及び(口) (省略)</p> <p> (ハ) 申告書下段のうち 「評価申告」欄 「納期限の延長に係る事項」欄 「延長しない税額」欄</p> <p> なお、申告書中段の関税に関する欄のうち「申告価格」欄は、有</p>	<p><蔵出輸入申告又は総保出輸入申告(加工・製造又は展示・使用を行った貨物に係るものを除く。)の取扱い> (同左)</p> <p><原料課税の適用を受ける貨物に係る製品の移出輸入申告又は総保出輸入申告の取扱い></p> <p> 原料税の表示 (同左)</p> <p> 申告書中段の記載要領</p> <p> イ 製品の記載に当たっては、「品名」、「単位」及び「正味数量」以外の事項は記載を要しない。ただし、内国消費税等課税物品であるときは、内国消費税等に係る事項はすべて記載する。</p> <p> 口及びハ (同左)</p> <p> (同左)</p> <p><関税法第7条の2(<u>〔申告の特例〕</u>)の規定を適用する貨物の輸入申告書及び特例申告書の記載要領></p> <p> 輸入(引取)申告</p> <p> イ <u>特例申告に係る指定貨物(関税法第7条の2第2項(<u>〔申告の特例〕</u>)に規定する指定貨物をいう。以下同じ。)の輸入申告に際しては、輸入(納税)申告書の標題「輸入(納税)申告書(内国消費税等課税標準数量等申告書兼用)」を「輸入(引取)申告書」に訂正し、上部余白に「簡」と朱書きで表示する。</u></p> <p> 口 輸入(引取)申告書の記載については、前記 及び に規定する記載要領に準じて記載することとするが、「輸入者符号」欄には、輸入者符号の後に輸入(引取)申告である旨のコード「A」を横線で結ぶことにより記載する(例: 11111-A)。なお、以下の項目については、記載を要しない。</p> <p> (イ)及び(口) (同左)</p> <p> (ハ) 申告書下段のうち 「評価申告」欄 「納期限の延長に係る事項」欄 「延長しない税額」欄</p> <p> なお、申告書中段の関税に関する欄のうち「申告価格」欄は、有</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）記載要領及び留意事項】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>償で輸入される貨物については、仕入書その他の輸入取引に係る書類に記載された当該貨物の価格（その価格が契約の内容と相違する場合にあっては契約の内容に適合する価格）を記載し、無償で輸入される貨物については、関税法施行令第59条の2第3項に基づく価格を記載する。</p> <p>また、申告書下段の欄のうち「貨物の個数・記号・番号」欄に特例輸入者承認番号、引取担保番号を記載する。</p> <p>特例申告</p> <p>イ 特例申告に際しては、輸入（納税）申告書の標題「輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用）（C-5020）」の表題部分を「特例申告書」に訂正し、上部余白に「簡」と朱書きで表示する。</p> <p>ロ 特例申告書の記載については、前記 及び に規定する記載要領に準じて記載することとするが、「輸入者符号」欄には、輸入者符号の後に特例申告である旨のコード「B」を横線で結ぶことにより記載する（例：11111-B）。また、法第7条の2第2項の規定により輸入の</p>	<p>償で輸入される貨物については、仕入書その他の輸入取引に係る書類に記載された当該貨物の価格（その価格が契約の内容と相違する場合にあっては契約の内容に適合する価格）を記載し、無償で輸入される貨物については、関税法施行令第59条の2第3項（<u>特例申告に係る申告すべき数量および価格</u>）に基づく価格を記載する。</p> <p>また、申告書下段の欄のうち「貨物の個数・記号・番号」欄に特例輸入者承認番号、引取担保番号を記載する。</p> <p><u>八 輸入（引取）申告書の記載に当たっては、指定貨物の関税率表上の所属区分を特定させることが必要であるため、次のことに留意する。</u></p> <p><u>（イ）前記</u> に規定する貨物については、申告書中段の関税に関する欄の「統計細分」欄には×印ではなく、「輸入統計品目表」に定める細分番号の記載を要する。</p> <p><u>（ロ）前記</u> <関税定率法第3条の3の規定を適用する貨物の輸入申告書の記載要領>に規定する取扱いによることはできない。</p> <p><u>（ハ）前記</u> <関税定率法第14条第18号の規定を適用する貨物の輸入申告書の記載要領>に規定する貨物については、申告書中段の「番号」及び「統計細分」の記載を要する。</p> <p><u>（二）前記</u> <原料価格の適用を受ける貨物に係る製品の移出輸入申告又は総保出輸入申告の取扱い>に規定する貨物については、申告書中段の製品に係る事項で記載を要しないこととされている「番号」及び「統計細分」の記載を要する。（ただし、同記載要領中のイただし書のロ及びハに規定する記載は要しない。）</p> <p><u>（ホ）関税法基本通達67417（関税率表等の分類の特例扱い）</u>に規定する取扱いによることはできない。</p> <p>特例申告</p> <p>イ 特例申告に際しては、輸入（納税）申告書の標題「輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用）（C-5020）」の表題部分を「特例申告書」に訂正し、上部余白に「簡」と朱書きで表示する。</p> <p>ロ 特例申告書の記載については、前記 及び に規定する記載要領に準じて記載することとするが、「輸入者符号」欄には、輸入者符号の後に特例申告である旨のコード「B」を横線で結ぶことにより記載する（例：11111-B）。また、法第7条の2第2項の規定により輸入の</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）記載要領及び留意事項】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>許可ごとに特例申告書を作成することとされていることから、輸入の許可との関連を明示するため申告書上段の「申告番号」欄には輸入の許可を受けたときの申告番号を記載するとともに、「申告年月日」欄を2段書きとし、上段に特例申告年月日を記載し、下段に輸入（引取）申告年月日を<u>かっこ書き</u>で記載し、「蔵入、移入又は総保入先」欄には輸入許可年月日を<u>かっこ書き</u>で記載する。</p> <p>なお、輸入（引取）申告書と重複する申告項目のうち、以下のものについては、記載を要しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申告書上段 （イ）～（ト）（省略） ハ～ホ（省略） 	<p>許可ごとに特例申告書を作成することとされていることから、輸入の許可との関連を明示するため申告書上段の「申告番号」欄には輸入の許可を受けたときの申告番号を記載するとともに、「申告年月日」欄を2段書きとし、上段に特例申告年月日を記載し、下段に輸入（引取）申告年月日を<u>かっこ書き</u>で記載し、「蔵入、移入又は総保入先」欄には輸入許可年月日を<u>かっこ書き</u>で記載する。</p> <p>なお、輸入（引取）申告書と重複する申告項目のうち、以下のものについては、記載を要しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申告書上段 （イ）～（ト）（同左） ハ～ホ（同左）
<u>携帯品・別送品申告書（C-5360）</u>	<u>（新規）</u>

<申告書A面>

1. 入国（帰国）時に、家族が同時に税關検査を受ける場合には、代表者が当該申告書を記入し、「同伴家族」欄に代表者本人を除く同伴家族の人数を記入する。
2. 「搭乗機（船舶）名・出発地」欄には、入国（帰国）の際に搭乗した航空機の便名若しくは乗船した船舶名と出発地の都市名を記入する。
3. 「下記に掲げるものを持っていますか？」欄には、入国（帰国）の際に持ち込むもので、からまでの質問事項に該当するものがある場合には「はい」に、該当するものがない場合には「いいえ」にチェックを記入する。
4. 「100万円相当額を超える現金又は有価証券などを持っていますか？」欄で、「はい」にチェックをした方は、当該申告書とは別に「支払手段等の携帯輸入届出書」の提出が必要。
5. 入国（帰国）時に携帯せず、郵送などの方法により別に送った手荷物等がある場合には、「別送品」欄の「はい」にチェックを記入し、送付梱包数を記入する。

<申告書B面>

1. 「入国時に携帯して持ち込むもの」欄には、入国（帰国）時に携帯し

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）記載要領及び留意事項】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>て持ち込むものを全て記入する。ただし、酒類、たばこ及び香水（乗組員にあっては酒類、たばこ、のり及び時計）以外の物品で1品目毎の海外市価の合計額が1万円以下（乗組員にあっては1,000円以下）のものについては、記入不要。</p> <p>2. 「価格」欄には、1品目毎の合計額を記入する。なお、記入にあたっては、通貨単位も記入すること。</p>	
特例輸入者・特定輸出者承認申請書（C-9000）	特例輸入者承認申請書（C-9000）
<p>「あて先税関長」欄には、原則として、主たる貿易業務を行っている事業所の所在地を管轄する税関長の職名を記載する。</p> <p>「<u>関税法第7条の2第1項に規定する申告の特例の適用を受けようとする</u>・<u>関税法第67条の3第1項の適用を受けて輸出申告しようとする</u>貨物の品名」欄に記載する品名が複数ある場合は、適宜別紙に記載のうえ添付する。</p> <p>「<u>関税法第7条の5第1号イからヘまでのいずれか</u>・<u>関税法第67条の4第1号イからホまでのいずれか</u>に該当する事実の有無（該当する事実がある場合にはその内容）」欄の具体的な記載方法は、次による。</p> <p>「<u>同法第7条の5第1号ハ又は同法第67条の4第1号ニ</u>に係る範囲は、<u>輸出手続等</u>を委任する通関業者を含めて、その該否を確認して記載することとなるので留意する。</p> <p>「<u>同法第7条の5第1号ニ</u>に該当する場合には、承認申請書に關税又は輸入貨物に係る内国消費税若しくは地方消費税（以下「<u>關税等</u>」という。）を滞納した事実として、滞納した關税等に係る輸入貨物の輸入許可番号、当該關税等の納期限及び納付日並びに滞納した理由を記載する。</p> <p>「<u>輸入關係帳簿及び書類の保存状況</u>」（省略）</p> <p>「<u>その他参考となるべき事項</u>」欄には、承認を受けようとするにあたり参考となるべき事項を記載するが、これらの事項が法令遵守規則に記載されている場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合には、その記載されている範囲又はその明らかにされている範囲内において、承認申請書への記載を省略又は簡略化することができる。</p> <p>特例輸入者の承認申請の場合は、会社概況、社内の組織、役員名及びその履歴、輸入業務に携わる担当者の氏名、役職等、税関手続を委託している通</p>	<p>「あて先税関長」欄には、原則として、主たる貿易業務を行っている事業所の所在地を管轄する税関長の職名を記載する。</p> <p>「<u>関税法第7条の2第1項の指定を受けようとする</u>貨物の品名」欄に記載する品名が複数ある場合は、適宜別紙に記載のうえ添付する。</p> <p>この場合において、承認申請書と併せて提出することとされている「<u>貨物指定申請書</u>」（C-9100）の写しを別紙として添付して差し支えない。</p> <p>「<u>関税法第7条の5第1号イからニまでのいずれかに該当する事実の有無</u>（該当する事実がある場合にはその内容）」欄の具体的な記載方法は、次による。</p> <p>同号口に係る範囲は、<u>輸入手続等</u>を委任する通関業者を含めて、その該否を確認して記載することとなるので留意する。</p> <p>同号ハに該当する場合には、承認申請書に關税又は輸入貨物に係る内国消費税若しくは地方消費税（以下「<u>關税等</u>」という。）を滞納した事実として、滞納した關税等に係る輸入貨物の輸入許可番号、当該關税等の納期限及び納付日並びに滞納した理由を記載する。</p> <p>「<u>輸入關係帳簿及び書類の保存状況</u>」（同左）</p> <p>「<u>その他参考となるべき事項</u>」欄には、<u>特例申告の承認を受けようとする</u>にあたり参考となるべき事項を記載する。具体的には、会社概況、社内の組織、役員名及びその履歴、輸入業務を法令に則り適正に処理するための社内管理規定の内容等について記載するが、社内組織図、役員履歴書、社内管理規定又はこれに準じたものを添付することにより記載を省略することができる。</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）記載要領及び留意事項】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>関業者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに責任者の氏名(当該通関業者が通関業法基本通達(昭和47年蔵関第105号)5_2のハに規定する法令遵守のための社内管理規制を整備している場合にはその旨)、輸入貨物の管理を申請者以外の者に委託している場合にあっては、その者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに責任者の氏名等について記載する。</u></p> <p><u>特定輸出者の承認申請の場合は、会社概況、社内の組織、役員名及びその履歴、特定輸出申告を行う予定の官署名、特定輸出申告を行う予定の貨物の輸出統計品目番号又は定率法別表の項若しくは号の番号及び関税法第70条第1項又は第2項に該当する他の法令の有無、貨物の蔵置が予定される場所及び外国貿易船又は外国貿易機への積込みが予定される開港又は税関空港の名称、貨物が最終的に仕向けられる場所として予定されている国又は地域、輸出業務に携わる担当者の氏名及び職名、税関手続を委託している通関業者の氏名又は名称及び住所並びに責任者の氏名(当該通関業者が通関業法基本通達5_2のハに規定する法令遵守のための社内管理規則を整備している場合にはその旨、輸出貨物の管理を申請者以外の者に委託している場合にあっては、その者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに責任者の氏名等について記載する</u></p> <p>「承認申請担当者の氏名、所属及び連絡先」欄には、<u>本申請に係る担当者の氏名、所属部署及び連絡先(電子メールアドレスを含む。)</u>を記載し、<u>通関業者による代理申請の場合には、通関業者についても同様に記載することとする</u></p> <p>申請者が法人の場合には、法人登記事項証明書を、個人の場合には、本人確認が可能な書類(例えば、住民票等)を添付する。</p> <p style="text-align: center;"><u>特例輸入者・特定輸出者承認内容変更届(C-9030)</u></p> <p><記載事項></p> <p>変更届には、届出者の住所、氏名又は名称及び輸出入者符合並びに承認番号及び承認年月日を記載するものとし、法人の場合には、代表者名を併せて記載する。<u>また、変更する事項及びその理由並びに変更事実の発生年月日を明記し、併せて、法第7条の5第1号イからホのいずれか又は第67条の4第1号イからニのいずれかに該当する事実の有無(該当する事実がある場合には、その内容)を記載する。</u></p>	<p style="text-align: center;">改正前</p> <p>「特例輸入者承認申請担当者の氏名、所属及び連絡先」欄には、<u>輸入者及び代理人(通関業者)</u>のそれぞれについて、<u>本申請に係る担当者の氏名、所属及び連絡先を記入する</u>。</p> <p>申請者が法人の場合には、法人登記事項証明書を、個人の場合には、本人確認が可能な書類(例えば、住民票等)を添付する。</p> <p style="text-align: center;"><u>特例輸入者承認内容変更届(C-9030)</u></p> <p><一般的な事項></p> <p>変更届には、届出者の住所、氏名(名称)及び輸出入者符号並びに承認番号及び承認年月日を記載することとし、法人の場合には、代表者名を併せて記載する。<u>また、変更する事項及びその理由を明記する</u>。</p> <p>なお、通関業者等による届出の場合には、<u>通関業者等の住所及び名称を併せて記載する</u>。</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）記載要領及び留意事項】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><提出の時期></p> <p>承認に係る内容のうち、承認者の住所及び氏名又は名称、貨物の蔵置（予定）場所、積込港、税關手続を委託している通關業者、貨物の管理を行っている者及び法令遵守規則の内容（税關手續の方法及び手順並びに貨物管理に係る事項の変更に限る。）に変更があった場合には、その変更の後速やかに、これら以外の事項の変更については、当該変更手續に併せて変更届を提出する。</p>	
<p><添付書類></p> <p>変更届には、次の書類を添付する。</p> <p>イ 承認者の住所、氏名又は名称に変更があつた場合には、登記事項証明書（又は住民票の写し等）</p> <p>口（省略）</p> <p>ハ 法令遵守規則に変更があつた場合には、変更後の法令遵守規則</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p>	<p><添付書類></p> <p>変更届には、次の書類を添付する。</p> <p>イ 特例輸入者の住所、氏名又は名称に変更があつた場合には、登記事項証明書</p> <p>口（同左）</p> <p>ハ 社内管理規定等に変更があつた場合には、変更後の社内管理規定等</p> <p style="text-align: center;"><u>貨物指定申請書（C-9100）</u></p>
	<p><一般的事項></p> <p>指定を受けようとする貨物が複数ある場合は、指定区分ごとに貨物指定申請書（つづき）にその内容を記載し、これらを一つの貨物指定申請書に取りまとめて提出する。</p> <p>「あて先税關長」欄には、特例輸入者承認申請書（C-9000）と併せて申請する場合は、特例輸入者承認申請書の申請先税關長の職名を記載し、特例輸入者承認を受けた者が申請を行う場合は、特例輸入者承認を受けた税關長の職名を記載する。</p> <p><指定を受けようとする貨物の内容の記載事項></p> <p>「指定を受けようとする貨物の属する指定区分」欄には、関税率表の適用上の所属区分の項（4桁の番号）号（6桁の番号）（「輸入統計品目表」に定める番号と共通）又はこれに輸入統計品目表に定める細分番号（3桁の番号）を付け加えた9桁の番号を白抜き部分に左詰めで上欄に記載する。</p> <p>また、NACCSを利用した申告を予定している場合には、NACCS用コードを含む10桁までを、NACCS用コードの10桁目に+（オペリスク）が設けられており、統計細分が同一であるが、NACCS用コードが複数ある場合には、NACCS業務コード表を参照し、該当する全ての10桁のコードを下欄（網かけ部分）</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）記載要領及び留意事項】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p><u>に併記する。</u></p> <p>「品名」欄には、一般的な名称にとどまらず、貨物の特定が容易に行えるよう、銘柄、型番等まで記載するよう留意する。なお、貨物が異なるが関税率表の所属区分が同一である場合には、これらの品名をそれぞれ記載する。</p> <p>「貨物の性質等」欄には、指定を受けようとする貨物の属する指定区分を特定するために参考となるべき事項を記載し、参考資料（カタログ、成分分析表等）がある場合にはこれを添付する。</p> <p>「書面による事前教示の有無」欄には、指定を受けようとする貨物について、事前教示の手続を行い、書面による回答を得ている場合は、当該回答書の番号を記載する。</p> <p>「他法令規制の状況」欄には、指定を受けようとする貨物が他法令規制に該当する場合は、該当の法令名及び条項を記載するとともに、当該規制に係る許可、承認の番号、有効期限等の参考となるべき事項を併せて記載する。</p> <p><指定を受けようとする貨物の輸入実績等の記載事項></p> <p>「輸入許可回数」欄には、指定を受けようとする貨物に係る申請日前 1 年間の輸入許可件数を記載する。</p> <p>「品名」欄には、上記輸入許可に係る品名（複数ある場合は主なもの）を記載する。</p> <p>「関税法第 7 条の 6 第 4 項に規定する修正申告等の場合にはその年月日及び修正申告番号等」欄には、申請日前 1 年間に輸入許可された貨物について、加算税が課された修正申告等の事実がある場合にはその年月日を記載するとともに、当該修正申告番号又は更正（決定）番号を記載する。</p> <p><「税関記入欄」の記載事項></p> <p>受理年月日、受理番号等税關において必要な事項を記載する。</p>
関税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請書（帳簿）(C - 9300)	関税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請書（帳簿）(C - 9300)

及び（省略）

「1 承認を受けようとする関税関係帳簿の種類名称、備付けを開始する日及び保存場所」の各欄

イ 「帳簿の種類名称」欄には、承認を受けようとする帳簿の種類名称を「仕入帳」「輸入台帳」等のように記載する。なお、関税法施行令第 4 条の 12 第 3 項、第 59 条の 8 第 3 項又は第 83 条第 5 項の規定の適用を

及び（同左）

「1 承認を受けようとする関税関係帳簿の種類名称、備付けを開始する日及び保存場所」の各欄

イ 「帳簿の種類名称」欄には、承認を受けようとする帳簿の種類名称を「仕入帳」「輸入台帳」等のように記載する。なお、関税法施行令第 4 条の 12 第 3 項又は第 83 条第 5 項の規定の適用を受ける書類について

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）記載要領及び留意事項】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>受ける書類については、記載不要である。</p> <p>□～ニ（省略） (省略)</p> <p>「3 特例輸入者となった・特定輸出者となった・関税法第94条第1項に規定する貨物に係る輸入申告をする予定の・関税法第94条第2項に規定する貨物に係る輸出申告をする予定の日(新たに特例輸入者となった法人・新たに特定輸出者となった法人・新たに当該貨物を業として輸入しようとする者・新たに当該貨物を業として輸出しようとする者が、関税法基本通達7の9-8又は67の6-2、94-2、94-3において準用する7の9-8の規定を適用しようとする場合)」欄には、特例輸入者又は特定輸出者として承認された日若しくは法第94条第1項に規定する貨物に係る輸入申告又は法第94条第2項に規定する貨物に係る輸出申告をする予定の日を記載する。</p> <p>～（省略）</p>	<p>は、記載不要である。</p> <p>□～ニ（同左） (同左)</p> <p>「3 特例輸入者となった・法第94条第1項に規定する貨物に係る輸入申告をする予定の日(新たに特例輸入者となった法人・新たに当該貨物を業として輸入しようとする者が、関税法基本通達7の9-8又は94-2において準用する7の9-8の規定を適用しようとする場合)」欄には、特例輸入者として承認された又は法第94条第1項に規定する貨物に係る輸入申告をする予定の日を記載する。</p>
<p>関税関係書類の電磁的記録等による保存の承認申請書（書類）(C-9310)</p> <p>～（省略）</p> <p>「3 特例輸入者となった・特定輸出者となった・関税法第94条第1項に規定する貨物に係る輸入申告をする予定の・関税法第94条第2項に規定する貨物に係る輸出申告をする予定の日(新たに特例輸入者となった法人・新たに特定輸出者となった法人・新たに当該貨物を業として輸入しようとする者・新たに当該貨物を業として輸出しようとする者が、関税法基本通達7の9-8又は67の6-2、94-2、94-3において準用する7の9-8の規定を適用しようとする場合)」欄には、特例輸入者又は特定輸出者として承認された日若しくは法第94条第1項に規定する貨物に係る輸入申告又は法第94条第2項に規定する貨物に係る輸出申告をする予定の日を記載する。</p> <p>～（省略）</p>	<p>関税関係書類の電磁的記録等による保存の承認申請書（書類）(C-9310)</p> <p>～（同左）</p> <p>「3 特例輸入者となった・法第94条第1項に規定する貨物に係る輸入申告をする予定の日(新たに特例輸入者となった法人・新たに当該貨物を業として輸入しようとする者が、関税法基本通達7の9-8又は94-2において準用する7の9-8の規定を適用しようとする場合)」欄には、特例輸入者として承認された又は法第94条第1項に規定する貨物に係る輸入申告をする予定の日を記載する。</p>
<p>関税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認申請書（スキャナ）(C-9315)</p>	<p>～（同左）</p> <p>関税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認申請書（スキャナ）(C-9315)</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）記載要領及び留意事項】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>~ (省略)</p> <p>「3 特例輸入者となった・特定輸出者となった・関税法第94条第1項に規定する貨物に係る輸入申告をする予定の・関税法第94条第2項に規定する貨物に係る輸出申告をする予定の日(新たに特例輸入者となった法人・新たに特定輸出者となった法人・新たに当該貨物を業として輸入しようとする者・新たに当該貨物を業として輸出しようとする者が、関税法基本通達7の9-8又は67の6-2、94-2、94-3において準用する7の9-8の規定を適用しようとする場合)」欄には、特例輸入者又は特定輸出者として承認された日若しくは法第94条第1項に規定する貨物に係る輸入申告又は法第94条第2項に規定する貨物に係る輸出申告をする予定の日を記載する。</p> <p>(省略)</p> <p>「6 財務省令に定める要件を満たすためにとろうとする措置」の各欄は、次により記載する。</p> <p>イ (省略)</p> <p>□ 個別の記載方法</p> <p>「電子署名の付与に関する措置」欄には、電子署名及び認証業務に関する法律における特定認証業務の認定を受けた認証局又は商業登記認証局の名称を記載する。</p> <p>及び (省略)</p> <p>ハ～ホ (省略)</p> <p>(省略)</p> <p>(削除)</p>	<p>~ (同左)</p> <p>「3 特例輸入者となった・法第94条第1項に規定する貨物に係る輸入申告をする予定の日(新たに特例輸入者となった法人・新たに当該貨物を業として輸入しようとする者が、関税法基本通達7の9-8又は94-2において準用する7の9-8の規定を適用しようとする場合)」欄には、特例輸入者として承認された又は法第94条第1項に規定する貨物に係る輸入申告をする予定の日を記載する。</p> <p>(同左)</p> <p>「6 財務省令に定める要件を満たすためにとろうとする措置」の各欄は、次により記載する。</p> <p>イ (同左)</p> <p>□ 個別の記載方法</p> <p>「電子署名の付与に関する措置」欄には、電子署名及び認証業務に関する法律における特定認証業務の認定を受けた認証局又は商業登記認証局の名称を記載してください。</p> <p>及び (同左)</p> <p>ハ～ホ (同左)</p> <p>(同左)</p>
	<u>特定輸出者承認申請書(C 9400)</u>
	<p>「<u>関税法第67条の3第1項の適用を受けて輸出申告しようとする貨物の品名</u>」欄に記載すべき品名が複数ある場合には、適宜別紙に記載の上、添付する。</p> <p>「<u>関税法第67条の4第1号のイからホまでのいずれかに該当する事実の有無(該当する事実がある場合にはその内容)</u>」欄における<u>関税法第67条の4第1項の二に係る範囲</u>は、税関手続等を委任する通関業者を含めて、その該否を確認して記載することとなるので留意する。</p> <p>「<u>輸出関係帳簿及び書類の保存状況</u>」欄には、備付け、保存している帳簿</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）記載要領及び留意事項】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p>の名称、保存している書類の名称並びにそれぞれの保存年数を記載する。この場合、当該帳簿書類が国税関係帳簿書類として電磁的記録等による保存等の承認を受けているかどうかを併せて記載する。</p> <p>「その他参考となるべき事項」欄には、特定輸出者の承認を受けようとするにあたり参考となるべき事項を記載する。具体的には、会社概況、車内の組織、役員名及びその履歴、特定輸出申告を行う予定の官署名、貨物の輸出統計品目番号又は定率法別表の項若しくは号の番号及び法第 70 条第 1 項又は第 2 項に該当する他の法令の有無、貨物の蔵置が予定される場所及び外国貿易船又は外国貿易機への積込みが予定される開港又は税関空港の名称、貨物が最終的に仕向けられる場所として予定されている国又は地域、輸出業務に携わる担当者の氏名及び職名、税関手続（輸出貨物に係る税関手続に限る。）を委託している通関業者の氏名又は名称及び住所並びに責任者の氏名、税関手続の委託先である通関業者が通関業法基本通達（昭和 47 年蔵関第 105 号）5_2 のハに規定する法令遵守のための社内管理規則を整備している場合にはその旨、輸出貨物の管理（法第 67 条の 4 第 2 号（承認の要件）の貨物の管理をいう。）を申請者以外の者に委託している場合にあつては、その者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに責任者の氏名等について記載するが、これらの事項が法令遵守規則に記載されている場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合には、その記載されている範囲又はその明らかにされている範囲内において、承認申請書への記載を省略又は簡略化することができる。</p> <p>「特定輸出者承認申請担当者の氏名、所属及び連絡先」欄には、本申請に係る担当者の氏名、所属部署及び連絡先（電子メールアドレスを含む。）を記載し、通関業者による代理申請の場合には、通関業者についても同様に記載することとするが、この場合において申請者が法人の場合には、法人登記事項証明書を、個人の場合には、本人確認が可能な書類（例えば、住民票の写し等）を添付する。</p> <p style="text-align: center;"><u>特定輸出者承認内容変更届（C - 9430）</u></p> <p style="text-align: center;"><記載事項></p> <p>変更届には、届出者の住所、氏名又は名称及び輸出入者符合並びに承認番号及び承認年月日を記載するものとし、法人の場合には、代表者名を併せて</p>

（削除）

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）記載要領及び留意事項】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p>記載する。また、変更する事項及びその理由並びに変更事実の発生年月日を明記し、併せて、関税法第67条の4第1号イからニのいずれかに該当する事実の有無（該当する事実がある場合には、その内容）を記載する。</p> <p>＜提出の時期＞</p> <p>特定輸出者の承認に係る内容のうち、特定輸出者の住所及び氏名又は名称、特定輸出申告対象貨物に係る定率表別表の項の番号の追加又は法第70条第1項又は第2項の該当の有無、貨物の蔵置（予定）場所、積込港、税関手続を委託している通関業者、輸出貨物の管理を行つている者及び法令遵守規則の内容（税関手続の方法及び手順並びに貨物管理に係る事項の変更に限る。）に変更があつた場合には、その変更の後速やかに、これら以外の事項の変更については、当該変更手続に併せて変更届を提出する。</p> <p>＜添付書類＞</p> <p>変更届には、次の書類を添付する。</p> <p>イ 特定輸出者の住所、氏名又は名称に変更があつた場合には、登記事項証明書（又は住民票の写し等）</p> <p>ロ 役員（代表者を含む。）代理人又は使用人その他の従業者に変更があつた場合には、変更の内容を明示した書類（一覧表等）及び変更役員に係る履歴書</p> <p>ハ 法令遵守規則に変更があつた場合には、変更後の法令遵守規則</p>
被災貨物届出書（T-1020）	被災貨物届出書（T-1020）
<p>「被害の状況」欄には、震災等により被った損害の状態及び程度について、具体的、かつ、詳細に記載する。例えば、「火災により倉庫が類焼し、倉庫内に蔵置中の酒類（ウイスキー）のたるが焼失し、そのため貯蔵原酒が流失した。」と記載する。</p> <p>特例申告貨物にあっては、「輸入許可年月日及び輸入許可書の番号」欄に特例申告書の提出年月日及び特例申告書の番号を記載する。</p> <p>「その他参考となるべき事項」欄には、被災貨物に関連する事項のうち、被災貨物の確認又は被災貨物の税額の算出方法等につき、参考となるべき事項があれば記載する。</p>	<p>「被害の状況」欄には、震災等により被つた損害の状態及び程度について、具体的、かつ、詳細に記載する。例えば、「火災により倉庫が類焼し、倉庫内に蔵置中の酒類（ウイスキー）のたるが焼失し、そのため貯蔵原酒が流失した。」と記載する。</p> <p>特例申告に係る指定貨物にあっては、「輸入許可年月日及び輸入許可書の番号」欄に特例申告書の提出年月日及び特例申告書の番号を記載する。</p> <p>「その他参考となるべき事項」欄には、被災貨物に関連する事項のうち、被災貨物の確認又は被災貨物の税額の算出方法等につき、参考となるべき事項があれば記載する。</p>
被災貨物についての関税払戻し（減額・控除）申請書（T-1040）	被災貨物についての関税払戻し（減額・控除）申請書（T-1040）

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）記載要領及び留意事項】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>特例申告貨物にあっては、「輸入許可の年月日及び番号」欄に、特例申告書の提出年月日及び特例申告書の番号を記載する。</p> <p>「記号番号」「品名」「数量」「価格」及び「関税の額」の各欄には、被災貨物届出書の「被災貨物」の欄に記載されている「記号番号」等で税關の確認を受けたものを記入する。</p> <p>「関税の払戻し（減額・控除）を受けようとする額及びその計算の基礎」欄には、関税の払戻し（減額・控除）を受けようとする具体的な要求額を記載し、かつ、その要求額の計算の基礎となつた算出方式を明らかにする。具体的な払戻し額（減額・控除）の証明として、被災貨物について保険会社の調査資料等がある場合には、これを添付する。</p>	<p>特例申告に係る指定貨物にあっては、「輸入許可の年月日及び番号」欄に、特例申告書の提出年月日及び特例申告書の番号を記載する。</p> <p>「記号番号」「品名」「数量」「価格」及び「関税の額」の各欄には、被災貨物届出書の「被災貨物」の欄に記載されている「記号番号」等で税關の確認を受けたものを記入する。</p> <p>「関税の払戻し（減額・控除）を受けようとする額及びその計算の基礎」欄には、関税の払戻し（減額・控除）を受けようとする具体的な要求額を記載し、かつ、その要求額の計算の基礎となつた算出方式を明らかにする。具体的な払戻し額（減額・控除）の証明として、被災貨物について保険会社の調査資料等がある場合には、これを添付する。</p>
<p>製造用原料品・輸出貨物製造用原料品と同種の他の原料品との混用承認申請書（T-1110）</p> <p>特例申告貨物にあっては、「減免税輸入原料品」欄のうち、「輸入許可の年月日及び許可番号」欄に、特例申告書の提出年月日及びその特例申告書の番号をかっこ書きで併記する。</p> <p>製造用原料品・輸出貨物製造用原料品による製造終了届（T-1120）</p> <p>「製造用（輸出貨物製造用）原料品」欄には、関税の軽減又は免除を受けた輸入原料品で、「製品」の欄に記載した製品の製造に使用した輸入貨物の品名及び数量を記載する。</p> <p>「混じて使用した同種原料品」欄には、同種原料品の混用承認を受けて使用した国産原料品等「同種原料品」の品名及び数量を記載する。</p> <p>特例申告貨物にあっては、「輸入許可の年月日及びその番号」欄に、特例申告書の提出年月日及び特例申告書の番号をかっこ書きで併記する。</p> <p>飼料製造用原料品による製造終了届（T-1130）</p> <p>「製造終了届番号」（省略）</p>	<p>製造用原料品・輸出貨物製造用原料品と同種の他の原料品との混用承認申請書（T-1110）</p> <p>特例申告に係る指定貨物にあっては、「減免税輸入原料品」欄のうち、「輸入許可の年月日及び許可番号」欄に、特例申告書の提出年月日及びその特例申告書の番号をかっこ書きで併記する。</p> <p>製造用原料品・輸出貨物製造用原料品による製造終了届（T-1120）</p> <p>「製造用（輸出貨物製造用）原料品」欄には、関税の軽減又は免除を受けた輸入原料品で、「製品」の欄に記載した製品の製造に使用した輸入貨物の品名及び数量を記載する。</p> <p>「混じて使用した同種原料品」欄には、同種原料品の混用承認を受けて使用した国産原料品等「同種原料品」の品名及び数量を記載する。</p> <p>特例申告に係る指定貨物にあっては、「輸入許可の年月日及びその番号」欄に、特例申告書の提出年月日及び特例申告書の番号をかっこ書きで併記する。</p> <p>飼料製造用原料品による製造終了届（T-1130）</p> <p>「製造終了届番号」（同左）</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）記載要領及び留意事項】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>「製造期間」欄には、第1種承認工場にあっては、当該製造に要した実際の作業期間ではなく、月例的に行う棚卸しの日を基準とし、前月棚卸しの日の翌日から当月の棚卸しの日までの期間を記載する。すなわち、毎月25日に定期的棚卸しを行う工場において、実際には、</p> <p>幼雛用を 1月27日～2月15日の期間に 中雛用を 2月10日～2月20日の期間に 大雛用を 2月7日～2月22日の期間に</p> <p>製造しても、記載する製造期間は、1月27日から2月22日までではなく、1月26日から2月25日までとして記載する。第2種承認工場にあっては、当該製造に要した実際の作業期間を記載する。</p> <p>「製品」欄のうち「品名」欄には、包括的に「配合飼料」と記載する。ただし、通常の配合飼料と異なる製造歩留りの適用を受けるペット・フードなどにあっては、区分して計上させる必要があるので、終了届のページを改めて記載し、その「品名」欄には、「配合飼料（ペット・フード）」のように記載する。</p> <p>「数量」欄には、各銘柄別に区分計上する必要はなく、当該製造期間中に製造された各銘柄製品出来高を集計した総重量を計上する。</p> <p>なお、この場合、袋物にあっては、各製品に表示された入れ目を含まない重量を、1袋当たりの重量として計算する。</p> <p>「歩留計算表」（省略） 「理論含有量/実使用数量」（省略） 「実績歩留り」（省略） 「製品出来高/使用した全原料品合計数量」（省略） 「製造歩留り」欄には、「製品出来高/使用した全原料品合計数量」欄の(分子)÷(分母)×100の数値を記載する。この場合、小数点以下3位まで算出し、四捨五入して2位に留める。</p> <p>特例申告貨物にあっては、「製造用原料品」欄のうち、「輸入許可番号」欄に特例申告書の番号を、「輸入許可年月日」欄に特例申告書の提出年月日をかっこ書きで併記する。</p> <p>「製造用原料品」欄のうち「輸入許可番号」ほかの各欄には、<u>割</u>卸しにより確定した各免税原料品の実使用数量を先入先出方式により、既に搬入されている古い輸入許可荷口分から順次使用したことにして、各免税原料品ごとに大別して列記する。</p>	<p>「製造期間」欄には、第1種承認工場にあっては、当該製造に要した実際の作業期間ではなく、月例的に行う棚卸しの日を基準とし、前月棚卸しの日の翌日から当月の棚卸しの日までの期間を記載する。すなわち、毎月25日に定期的棚卸しを行う工場において、実際には、</p> <p>幼雛用を 1月27日～2月15日の期間に 中雛用を 2月10日～2月20日の期間に 大雛用を 2月7日～2月22日の期間に</p> <p>製造しても、記載する製造期間は、1月27日から2月22日までではなく、1月26日から2月25日までとして記載する。第2種承認工場にあっては、当該製造に要した実際の作業期間を記載する。</p> <p>「製品」欄のうち「品名」欄には、包括的に「配合飼料」と記載する。ただし、通常の配合飼料と異なる製造歩留りの適用を受けるペット・フードなどにあっては、区分して計上させる必要があるので、終了届のページを改めて記載し、その「品名」欄には、「配合飼料（ペット・フード）」のように記載する。</p> <p>「数量」欄には、各銘柄別に区分計上する必要はなく、当該製造期間中に製造された各銘柄製品出来高を集計した総重量を計上する。</p> <p>なお、この場合、袋物にあっては、各製品に表示された入れ目を含まない重量を、1袋当たりの重量として計算する。</p> <p>「歩留計算表」（同左） 「理論含有量/実使用数量」（同左） 「実績歩留り」（同左） 「製品出来高/使用した全原料品合計数量」（同左） 「製造歩留り」欄には、「製品出来高/使用した全原料品合計数量」欄の(分子)÷(分母)×100の数値を記載する。この場合、小数点以下3位まで算出し、四捨五入して2位に留める。</p> <p>特例申告に係る指定貨物にあっては、「製造用原料品」欄のうち、「輸入許可番号」欄に特例申告書の番号を、「輸入許可年月日」欄に特例申告書の提出年月日をかっこ書きで併記する。</p> <p>「製造用原料品」欄のうち「輸入許可番号」ほかの各欄には、<u>割</u>卸しにより確定した各免税原料品の実使用数量を先入先出方式により、既に搬入されている古い輸入許可荷口分から順次使用したことにして、各免税原料品ごとに大別して列記する。</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）記載要領及び留意事項】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>なお、関税率法施行令第9条第1項第2号に基づく届出事項となつてゐる「輸入の許可に係る税關」については、便宜「輸入許可番号」欄に併記し、その方法は、税關符号によつて差し支えない。</p> <p>「残数量」（省略） 「混じて使用した同種又はその他の原料品」（省略） 「備考」（省略） 「免税原料品合計使用数量」（省略） 「免税原料品以外の原料品合計使用数量」（省略） <飼料製造用原料品による製造終了届明細表の記入要領>（省略）</p> <p>輸出差止申立書（保護対象商品等表示等関係）（C - 5642）</p> <p>（削除）</p> <p>（以下省略）</p>	<p>なお、関税率法施行令第9条第1項第2号に基づく届出事項となつてゐる「輸入の許可に係る税關」については、便宜「輸入許可番号」欄に併記し、その方法は、税關符号によつて差し支えない。</p> <p>「残数量」（同左） 「混じて使用した同種又はその他の原料品」（同左） 「備考」（同左） 「免税原料品合計使用数量」（同左） 「免税原料品以外の原料品合計使用数量」（同左） <飼料製造用原料品による製造終了届明細表の記入要領>（同左）</p> <p>輸出差止申立書（保護対象商品等表示等関係）（C - 5642）</p> <p>「整理No」欄には、受付税關の税關符号（統計基本通達別紙第2「税關符 号表」による。）を付した一連番号を記載する。 （同左）</p>
<p>輸入差止申立書（C - 5840）</p> <p>（削除）</p> <p>（以下省略）</p>	<p>輸入差止申立書（C - 5840）</p> <p>「整理No.」欄には、受付税關の税關符号（統計基本通達別紙第2「税關符 号表」による。）を付した一連番号を記載する。 （同左）</p>
<p>輸入差止情報提供書（C - 5866）</p> <p>（削除）</p> <p>（以下省略）</p>	<p>輸入差止情報提供書（C - 5866）</p> <p>「整理No.」欄には、受付税關の税關符号（統計基本通達別紙第2「税關符 号表」による。）を付した一連番号を記載する。 （同左）</p>
<p>特許庁長官意見照会請求書（C - 5918）</p>	<p>特許庁長官意見照会請求書（C - 5918）</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）記載要領及び留意事項】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>関税法第69条の17第2項の規定による場合は「・第9項」を、同条第9項の規定による場合は「第2項・」を、それぞれ2本の線で消し込んで使用する。</p> <p>用途外使用等承認申請書（T-1140）</p> <p><u>特例申告貨物にあつては、「輸入許可の年月日」欄に特例申告書の提出年月日を、「輸入許可書の番号」欄に特例申告書の番号をかっこ書きで併記する。</u></p> <p>「<u>関税の軽減等又は免除を受けた用途</u>」欄には、原料品について関税の減免を受けた用途（例えば、配合飼料の製造用、輸出用のビタミンCの製造用等）又は軽減税率若しくは譲許の便益の適用を受けた用途を記載する。</p> <p>「<u>蔵置場所又は使用していた場所</u>」欄には、用途外使用等に供しようとする原料品を製品の製造に使用していた製造工場又は軽減税率適用貨物若しくは譲許の便益を適用した貨物を使用していた場所の名称及び所在地を記載する。</p> <p>「<u>承認を受けようとする理由</u>」欄には、用途外使用等に供しようとする理由で、その用途外使用等がやむを得ないものについて、具体的に記載する。</p> <p>製造用原料品等の亡失届（T-1150）</p> <p><u>特例申告貨物にあつては、「原料品」欄のうち、「輸入許可の年月日」欄に特例申告書の提出年月日を、「輸入許可書番号」欄に特例申告書の番号をかっこ書きで併記し、「製品」欄のうち、「当該原料品の輸入許可の年月日」欄に特例申告書の提出年月日を、「当該原料品の輸入許可書番号」欄に特例申告書の番号をかっこ書きで併記する。</u></p> <p>「<u>亡失した事由</u>」欄には、原料品又は製品が亡失した原因、理由（例えば、集中豪雨による浸水のため流失等）を記載する。</p> <p>製造用原料品等の滅却承認申請書（T-1160）</p> <p><u>特例申告貨物にあつては、「原料品」欄のうち、「輸入許可の年月日」欄に</u></p>	<p>関税法第69条の17第2項の規定による場合は「・第9項」を、同条第9項の規定による場合は「第2項・」を、それぞれ2本の線で消し込んで使用する。</p> <p>用途外使用等承認申請書（T-1140）</p> <p><u>特例申告に係る指定貨物にあつては、「輸入許可の年月日」欄に特例申告書の提出年月日を、「輸入許可書の番号」欄に特例申告書の番号をかっこ書きで併記する。</u></p> <p>「<u>関税の軽減等又は免除を受けた用途</u>」欄には、原料品について関税の減免を受けた用途（例えば、配合飼料の製造用、輸出用のビタミンCの製造用等）又は軽減税率若しくは譲許の便益の適用を受けた用途を記載する。</p> <p>「<u>蔵置場所又は使用していた場所</u>」欄には、用途外使用等に供しようとする原料品を製品の製造に使用していた製造工場又は軽減税率適用貨物若しくは譲許の便益を適用した貨物を使用していた場所の名称及び所在地を記載する。</p> <p>「<u>承認を受けようとする理由</u>」欄には、用途外使用等に供しようとする理由で、その用途外使用等がやむを得ないものについて、具体的に記載する。</p> <p>製造用原料品等の亡失届（T-1150）</p> <p><u>特例申告に係る指定貨物にあつては、「原料品」欄のうち、「輸入許可の年月日」欄に特例申告書の提出年月日を、「輸入許可書番号」欄に特例申告書の番号をかっこ書きで併記し、「製品」欄のうち、「当該原料品の輸入許可の年月日」欄に特例申告書の提出年月日を、「当該原料品の輸入許可書番号」欄に特例申告書の番号をかっこ書きで併記する。</u></p> <p>「<u>亡失した事由</u>」欄には、原料品又は製品が亡失した原因、理由（例えば、集中豪雨による浸水のため流失等）を記載する。</p> <p>製造用原料品等の滅却承認申請書（T-1160）</p> <p><u>特例申告に係る指定貨物にあつては、「原料品」欄のうち、「輸入許可の年</u></p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）記載要領及び留意事項】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>特例申告書の提出年月日を、「輸入許可書番号」欄に特例申告書の番号をかっこ書きで併記し、「製品」欄のうち、「当該原料品の輸入許可の年月日」欄に特例申告書の提出年月日を、「当該原料品の輸入許可書番号」欄に特例申告書の番号をかっこ書きで併記する。</p> <p>「滅却の方法」欄には、具体的な方法（例えば、焼却、土中埋没、海中投棄等）を記載する。</p> <p>「滅却の事由」欄には、滅却が必要な理由、原因（例えば、法令の規則による焼却を命ぜられたとか、品質が低下して商品価値がないため等）を記載する。</p>	<p>月日」欄に特例申告書の提出年月日を、「輸入許可書番号」欄に特例申告書の番号をかっこ書きで併記し、「製品」欄のうち、「当該原料品の輸入許可の年月日」欄に特例申告書の提出年月日を、「当該原料品の輸入許可書番号」欄に特例申告書の番号をかっこ書きで併記する。</p> <p>「滅却の方法」欄には、具体的な方法（例えば、焼却、土中埋没、海中投棄等）を記載する。</p> <p>「滅却の事由」欄には、滅却が必要な理由、原因（例えば、法令の規則による焼却を命ぜられたとか、品質が低下して商品価値がないため等）を記載する。</p>
製造用原料品等の譲渡届（T-1170）	製造用原料品等の譲渡届（T-1170）
<p>「数量」欄には、製造用原料品の輸入許可書（<u>特例申告貨物にあっては</u>、特例申告書。以下同じ。）に記載されている数量のうち、譲渡しようとする数量を記載する。</p> <p>「軽減又は免除を受けた関税の額」欄には、製造用原料の輸入許可書に記載されている「減免税額」のうち、譲渡しようとする数量に対応する減免税額を記載する。</p> <p>「譲渡しようとする理由」欄には、届出に係る製造用原料品を譲渡しようとする理由を具体的に、かつ、詳細に記載するとともに、譲渡先の承認工場における用途を記載する。</p> <p><u>特例申告貨物にあっては</u>、「輸入許可年月日」欄に特例申告書の提出年月日を、「輸入許可書番号」欄に特例申告書の番号をかっこ書きで併記する。</p>	<p>「数量」欄には、製造用原料品の輸入許可書（<u>特例申告に係る指定貨物にあっては</u>、特例申告書。以下同じ。）に記載されている数量のうち、譲渡しようとする数量を記載する。</p> <p>「軽減又は免除を受けた関税の額」欄には、製造用原料の輸入許可書に記載されている「減免税額」のうち、譲渡しようとする数量に対応する減免税額を記載する。</p> <p>「譲渡しようとする理由」欄には、届出に係る製造用原料品を譲渡しようとする理由を具体的に、かつ、詳細に記載するとともに、譲渡先の承認工場における用途を記載する。</p> <p><u>特例申告に係る指定貨物にあっては</u>、「輸入許可年月日」欄に特例申告書の提出年月日を、「輸入許可書番号」欄に特例申告書の番号をかっこ書きで併記する。</p>
国産困難等の確認申請書（T-1250）	国産困難等の確認申請書（T-1250）
<p>「数量」及び「価格」欄には、その物品の輸入予定数量及び価格を記載するものとし、数種の物品から構成されている装置等の場合の数量は、「Set」又は「組」で記載し、構成する物品の明細書を別紙として添付する。また、価格は、CIFによることを原則とするが、CIF価格の記載が困難な場合には、他の建値によって記載しても差し支えない。</p> <p>「用途」欄には、確認を受けようとする物品の用途を、例えば、「……機</p>	<p>「数量」及び「価格」欄には、その物品の輸入予定数量及び価格を記載するものとし、数種の物品から構成されている装置等の場合の数量は、「Set」又は「組」で記載し、構成する物品の明細書を別紙として添付する。また、価格は、CIFによることを原則とするが、CIF価格の記載が困難な場合には、他の建値によって記載しても差し支えない。</p> <p>「用途」欄には、確認を受けようとする物品の用途を、例えば、「……機</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）記載要領及び留意事項】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>のエンジン油の汚染、変質等の測定用」等と記載する。</p> <p>「使用場所」欄には、地上設備用の物品にあつては、これを設置する場所の住所及び名称を、また、機上装備用の物品にあつては、これを取り付ける航空機等が本拠としている場所の住所及び名称を記載する。</p> <p>「製造者」及び「製造地」欄には、その物品の製造会社名並びにその製造工場の所在地及び国名を記載する。</p> <p>「輸入の目的」欄には、この申請に係る物品を輸入して取り付ける航空機及び取付け箇所を記載するほか、その必要性、適合性及び利用価値等のほか、これを輸入することによつて得られる効果を詳細に記載する。</p> <p>「輸入予定期」及び「輸入予定地」欄には、当該物品の輸入申告の予定期月日及び輸入申告予定期地名（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出予定期月日及びその提出予定期地名をかっこ書きで併記する。）を記載する（例えば、平成〇〇年〇月上旬、羽田）。</p> <p>「同種品又は類似品について承認の有無」欄には、確認を受けようとする新規発明品等が、以前にも同種又は類似品について確認を受けている場合に、その品名、数量、確認税関名、確認年月日及び確認番号等を、また、同一申請者が2以上の税關に対し同種物品の確認申請を同時に行つている場合には、その申請税関名及び申請年月日を記載する。</p> <p>なお、該当がない場合には、「なし」と記載する。</p> <p>「新規の発明品又は、本邦において製作困難であることの事由」欄には、新規発明品又は国産困難なものであることの理由等を具体的に記載する。例えば、次のような要領で記載する。</p> <p>及び（省略）</p> <p>特殊事情による場合</p> <p>数種の物品から構成されている装置等の一構成部品に係る確認申請であつて、部品そのものは国産品の方が優れているが、装置としての性能では、申請物品を使用したときの方が優っている場合には、その詳細等を記載する。</p> <p>用途外使用に該当しない用途の使用届（T-1285）</p>	<p>のエンジン油の汚染、変質等の測定用」等と記載する。</p> <p>「使用場所」欄には、地上設備用の物品にあつては、これを設置する場所の住所及び名称を、また、機上装備用の物品にあつては、これを取り付ける航空機等が本拠としている場所の住所及び名称を記載する。</p> <p>「製造者」及び「製造地」欄には、その物品の製造会社名並びにその製造工場の所在地及び国名を記載する。</p> <p>「輸入の目的」欄には、この申請に係る物品を輸入して取り付ける航空機及び取付け箇所を記載するほか、その必要性、適合性及び利用価値等のほか、これを輸入することによつて得られる効果を詳細に記載する。</p> <p>「輸入予定期」及び「輸入予定地」欄には、当該物品の輸入申告の予定期月日及び輸入申告予定期地名（特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告書の提出予定期月日及びその提出予定期地名をかっこ書きで併記する。）を記載する（例えば、平成〇〇年〇月上旬、羽田）。</p> <p>「同種品又は類似品について承認の有無」欄には、確認を受けようとする新規発明品等が、以前にも同種又は類似品について確認を受けている場合に、その品名、数量、確認税関名、確認年月日及び確認番号等を、また、同一申請者が2以上の税關に対し同種物品の確認申請を同時に行つている場合には、その申請税関名及び申請年月日を記載する。</p> <p>なお、該当がない場合には、「なし」と記載する。</p> <p>「新規の発明品又は、本邦において製作困難であることの事由」欄には、新規発明品又は国産困難なものであることの理由等を具体的に記載する。例えば、次のような要領で記載する。</p> <p>及び（同左）</p> <p>特殊事情による場合</p> <p>数種の物品から構成されている装置等の一構成部品に係る確認申請であつて、部品そのものは国産品の方が優れているが、装置としての性能では、申請物品を使用したときの方が優っている場合には、その詳細等を記載する。</p> <p>用途外使用に該当しない用途の使用届（T-1285）</p>
<p>特例申告貨物にあつては、「輸入の許可の年月日」欄に特例申告書の提出年月日を、「輸入許可書の番号」欄に特例申告書の番号をかっこ書きで併記す</p>	<p>特例申告に係る指定貨物にあつては、「輸入の許可の年月日」欄に特例申告書の提出年月日を、「輸入許可書の番号」欄に特例申告書の番号をかっこ</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）記載要領及び留意事項】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
る。 特定用途（再輸出）免税貨物用途外使用届（T-1290） <u>特例申告貨物にあっては、「輸入許可の年月日」欄に特例申告書の提出年月日を、「輸入許可番号」欄に特例申告書の番号をかっこ書きで併記するとともに、この届出書に添付する「輸入許可書又はこれに代わる税關の証明書」に代えて、特例申告書を提出したことを証する書類を添付する。</u>	書で併記する。 特定用途（再輸出）免税貨物用途外使用届（T-1290） <u>特例申告に係る指定貨物にあっては、「輸入許可の年月日」欄に特例申告書の提出年月日を、「輸入許可番号」欄に特例申告書の番号をかっこ書きで併記するとともに、この届出書に添付する「輸入許可書又はこれに代わる税關の証明書」に代えて、特例申告書を提出したことを証する書類を添付する。</u>
特定用途免税貨物の用途外使用変質（損傷）減税申請書（T-1300） <u>特例申告貨物にあっては、「輸入許可の年月日及びその番号」欄に、特例申告書の提出年月日及びその特例申告書の番号をかっこ書きで併記する。</u>	特定用途免税貨物の用途外使用変質（損傷）減税申請書（T-1300） <u>特例申告に係る指定貨物にあっては、「輸入許可の年月日及びその番号」欄に、特例申告書の提出年月日及びその特例申告書の番号をかっこ書きで併記する。</u>
免税物品使用場所変更届（T-1310） <u>特例申告貨物にあっては、「輸入許可の年月日」欄に特例申告書の提出年月日を、「輸入許可書の番号」欄に特例申告書の番号をかっこ書きで併記する。</u>	免税物品使用場所変更届（T-1310） <u>特例申告に係る指定貨物にあっては、「輸入許可の年月日」欄に特例申告書の提出年月日を、「輸入許可書の番号」欄に特例申告書の番号をかっこ書きで併記する。</u>
特定用途免税貨物譲渡届（T-1320） <u>特例申告貨物にあっては、「輸入許可年月日」欄に特例申告書の提出年月日を、「輸入許可書番号」欄に特例申告書の番号をかっこ書きで併記する。</u> 「 <u>関税の免除を受けた用途</u> 」欄及び「 <u>関税の免除を受けた使用場所</u> 」欄には、譲渡しようとする特定用途免税物品が輸入の際、特定用途免税の適用を受けたその用途及び使用場所（ <u>変更があったため</u> 、税關に「 <u>特定用途免税貨物使用場所変更届</u> 」を提出した場合には、その変更届に記載した変更後の使用場所）を記載する。	特定用途免税貨物譲渡届（T-1320） <u>特例申告に係る指定貨物にあっては、「輸入許可年月日」欄に特例申告書の提出年月日を、「輸入許可書番号」欄に特例申告書の番号をかっこ書きで併記する。</u> 「 <u>関税の免除を受けた用途</u> 」欄及び「 <u>関税の免除を受けた使用場所</u> 」欄には、譲渡しようとする特定用途免税物品が輸入の際、特定用途免税の適用を受けたその用途及び使用場所（ <u>変更があったため</u> 、税關に「 <u>特定用途免税貨物使用場所変更届</u> 」を提出した場合には、その変更届に記載した変更後の使用場所）を記載する。
外国貨物等亡失届（T-1350）	外国貨物等亡失届（T-1350）

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）記載要領及び留意事項】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>特例申告貨物にあっては、「輸入許可年月日」欄に特例申告書の提出年月日を、「輸入許可書等の番号」欄に特例申告書の番号を<u>かつこ書</u>で併記する。</p> <p>輸出貨物の製造用原料品による製造報告書(月分)(T-1460)</p> <p>「原料品」の各欄には、次の要領により記載する。</p> <p>特例申告貨物にあっては、「輸入許可書番号・許可年月日」欄に特例申告書の番号及び特例申告書の提出年月日を<u>かつこ書</u>で併記する。</p> <p>「品名及び規格」(省略) 「前月末繰越数量」(省略) 「当月中製造工場搬入量」(省略) 「製造に使用した数量」(省略) 「製品及び副産物」の各欄には、次の要領により記載する。 「製品の品名及び規格」(省略) 「副産物の品名及び規格」(省略) 「前月末繰越数量」(省略) 「当月分出来高」(省略) 「当月中搬出数量」(省略) 「輸出完了」(省略) 「輸出未了」(省略) 「その他」欄には、製造が2以上の工場に<u>わたつて</u>行われる場合における次の製造工程の工場に引き渡した数量を記載する。 「計」(省略) 「仕掛品」(省略) 「原料品の品名及び規格」(省略) 「前月末繰越数量」(省略) 「製造に使用した原料品」(省略) 「製品及び副産物出来高に含まれる原料品の数量」(省略)</p> <p>精製糖引渡証明書(T-1510)</p>	<p>特例申告に係る指定貨物にあっては、「輸入許可年月日」欄に特例申告書の提出年月日を、「輸入許可書等の番号」欄に特例申告書の番号を<u>かつこ書</u>で併記する。</p> <p>輸出貨物の製造用原料品による製造報告書(月分)(T-1460)</p> <p>「原料品」の各欄には、次の要領により記載する。</p> <p>特例申告に係る指定貨物にあっては、「輸入許可書番号・許可年月日」欄に特例申告書の番号及び特例申告書の提出年月日を<u>かつこ書</u>で併記する。</p> <p>「品名及び規格」(同左) 「前月末繰越数量」(同左) 「当月中製造工場搬入量」(同左) 「製造に使用した数量」(同左) 「製品及び副産物」の各欄には、次の要領により記載する。 「製品の品名及び規格」(同左) 「副産物の品名及び規格」(同左) 「前月末繰越数量」(同左) 「当月分出来高」(同左) 「当月中搬出数量」(同左) 「輸出完了」(同左) 「輸出未了」(同左) 「その他」欄には、製造が2以上の工場に<u>わたつて</u>行われる場合における次の製造工程の工場に引き渡した数量を記載する。 「計」(同左) 「仕掛品」(同左) 「原料品の品名及び規格」(同左) 「前月末繰越数量」(同左) 「製造に使用した原料品」(同左) 「製品及び副産物出来高に含まれる原料品の数量」(同左)</p> <p>精製糖引渡証明書(T-1510)</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）記載要領及び留意事項】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>特例申告貨物</u>にあっては、「輸入申告番号」欄に特例申告書の番号を、「輸入年月日」欄に特例申告書の提出年月日を<u>かっこ</u>書き併記する。</p>	<p><u>特例申告</u>に係る<u>指定貨物</u>にあつては、「輸入申告番号」欄に特例申告書の番号を、「輸入年月日」欄に特例申告書の提出年月日を<u>かっこ</u>書き併記する。</p>
<p>輸出貨物の製造用原料品に係る関税払戻し（減額・控除）申請書（T-1520）</p>	<p>輸出貨物の製造用原料品に係る関税払戻し（減額・控除）申請書（T-1520）</p>
<p>「<u>払戻し（減額・控除）を受けようとする関税の額</u>」欄には、毎会計年度の各四半期（1ヶ月ごとに払戻しを受ける旨の申請をするものにあつては1ヶ月。以下同じ）内に輸出された（減額又は控除を受けようとする場合にあつては、輸出申告をした。以下同じ。）貨物の製造に使用された原料品に係る関税について払戻し（減額・控除）を受けようとする関税の額を記載する。この場合において、払戻し（減額・控除）を受けようとする関税の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額を記載する。</p>	<p>「<u>払戻し（減額・控除）を受けようとする関税の額</u>」欄には、毎会計年度の各四半期（1ヶ月ごとに払戻しを受ける旨の申請をするものにあつては1ヶ月。以下同じ）内に輸出された（減額又は控除を受けようとする場合にあつては、輸出申告をした。以下同じ。）貨物の製造に使用された原料品に係る関税について払戻し（減額・控除）を受けようとする関税の額を記載する。この場合において、払戻し（減額・控除）を受けようとする関税の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額を記載する。</p>
<p>なお、<u>払戻し（減額・控除）を受けようとする関税の額</u>は、輸入許可書の「税額合計」欄又は「輸入原料品納税済証明書」（原料品が大量に輸入され、その一部が使用された製品の製造及び輸出が小口に分割して行われるような場合に、輸入許可書の分割のため、輸入許可税關（<u>特例申告貨物</u>にあつては、特例申告書を提出した税關。以下同じ。）から発給を受けたもの）の「税額」欄に記載された関税の額を限度とする。</p>	<p>なお、<u>払戻し（減額・控除）を受けようとする関税の額</u>は、輸入許可書の「税額合計」欄又は「輸入原料品納税済証明書」（原料品が大量に輸入され、その一部が使用された製品の製造及び輸出が小口に分割して行われるような場合に、輸入許可書の分割のため、輸入許可税關（<u>特例申告</u>に係る<u>指定貨物</u>にあつては、特例申告書を提出した税關。以下同じ。）から発給を受けたもの）の「税額」欄に記載された関税の額を限度とする。</p>
<p>「<u>払戻し（減額・控除）を受けようとする関税額の算出根拠</u>」（省略）</p>	<p>「<u>払戻し（減額・控除）を受けようとする関税額の算出根拠</u>」（同左）</p>
<p>「<u>輸出貨物</u>」欄には、毎会計年度の各四半期（又は1ヶ月）内に輸出された<u>払戻し（減額・控除）</u>の対象となる輸出貨物の品名、個数及び数量を記載する。</p>	<p>「<u>輸出貨物</u>」欄には、毎会計年度の各四半期（又は1ヶ月）内に輸出された<u>払戻し（減額・控除）</u>の対象となる輸出貨物の品名、個数及び数量を記載する。</p>
<p>なお、数量は通常の取引において使用する数量の単位による数量を記載してよいが、なるべく輸出申告書に記載された単位による数量を<u>かっこ</u>書きする。</p>	<p>なお、数量は通常の取引において使用する数量の単位による数量を記載してよいが、なるべく輸出申告書に記載された単位による数量を<u>かっこ</u>書きする。</p>
<p>「<u>輸出貨物の製造に使用した輸入原料品</u>」欄には、毎会計年度の各四半期（又は1ヶ月）内に輸出された輸出貨物の製造に使用した原料品のうち関税の<u>払戻し（減額・控除）</u>を受けようとする原料品に係る品名、数量、輸入許可の年月日及び輸入申告の番号（<u>特例申告貨物</u>にあつては、特例申告書の提出年月日及び特例申告書の番号を<u>かっこ</u>書き併記する。）を、また、輸入許可税關から輸入原料品納税済証明書の発給を受けたものである場合は、その証明書の発給年月日及び番号を記載する。この場合の数量の単位は、その原料品の輸入許可書等に記載されている数量の単位による。</p>	<p>「<u>輸出貨物の製造に使用した輸入原料品</u>」欄には、毎会計年度の各四半期（又は1ヶ月）内に輸出された輸出貨物の製造に使用した原料品のうち関税の<u>払戻し（減額・控除）</u>を受けようとする原料品に係る品名、数量、輸入許可の年月日及び輸入申告の番号（<u>特例申告</u>に係る<u>指定貨物</u>にあつては、特例申告書の提出年月日及び特例申告書の番号を<u>かっこ</u>書き併記する。）を、また、輸入許可税關から輸入原料品納税済証明書の発給を受けたものである場合は、その証明書の発給年月日及び番号を記載する。この場合の数量の単位は、その原料品の輸入許可書等に記載されている数量の単位による。</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）記載要領及び留意事項】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>輸入原料品納税済証明書（T - 1530）</p> <p><u>特例申告貨物にあつては、「輸入申告番号」欄に特例申告書の番号を、「輸入年月日」欄に特例申告書の提出年月日をかっこ書きで併記する。</u></p> <p>内貨原料品による製品の輸出に係る免税明細書（T - 1590）</p> <p>「申告番号」欄には、輸入（納税）申告書の輸入申告番号（<u>特例申告貨物にあつては、特例申告書の番号</u>）を記載する。</p> <p>「関税の免除を受けようとする輸入貨物の数量」（省略）</p> <p>「免除を受けようとする関税の額」（省略）</p> <p>「免除を受けようとする関税の算出根拠」（省略）</p> <p>「税関長の確認を受けた当初の原料品の数量」欄には、確認書の確認を受けた原料品の数量を記載させる。<u>したがって、一部免税輸入した場合であつても、その残数量ではなく、最初に確認を受けた数量を記載する。</u></p> <p>「税関長の確認を受けた原料品を使用して製造した製品の輸出（積戻し）の許可年月日」欄には、確認書に税関で表示した振替原料品による製品の輸出許可年月日を記載する。</p> <p>なお、振替原料品がフェロニッケルである場合には、そのニッケルの含有率をかっこ書きする。</p> <p>○ 税関の確認を受けた「内貨原料品による製品に係る確認申請書」1通を添付する。</p> <p>戻し税を受けるため課税（未納税）原料品を保税工場等に入れることの承認申請書（T - 1600）</p> <p><u>特例申告貨物にあつては、「課税（未納税）原料品の輸入許可年月日」欄に、特例申告書の提出年月日又は決定通知書の発出年月日をかっこ書きで併記する。</u></p> <p>「課税原料品を輸出貨物の原料品として使用する理由」欄には、保税工場又は総合保税地域における輸出貨物の製造に、課税原料品を使用せざるを得なくなつた理由（例えば、外貨原料品がなくなり、国産原料品の調達又は外</p>	<p>輸入原料品納税済証明書（T - 1530）</p> <p><u>特例申告に係る指定貨物にあつては、「輸入申告番号」欄に特例申告書の番号を、「輸入年月日」欄に特例申告書の提出年月日をかっこ書きで併記する。</u></p> <p>内貨原料品による製品の輸出に係る免税明細書（T - 1590）</p> <p>「申告番号」欄には、輸入（納税）申告書の輸入申告番号（<u>特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告書の番号</u>）を記載する。</p> <p>「関税の免除を受けようとする輸入貨物の数量」（同左）</p> <p>「免除を受けようとする関税の額」（同左）</p> <p>「免除を受けようとする関税の算出根拠」（同左）</p> <p>「税関長の確認を受けた当初の原料品の数量」欄には、確認書の確認を受けた原料品の数量を記載させる。<u>したがって、一部免税輸入した場合であつても、その残数量ではなく、最初に確認を受けた数量を記載する。</u></p> <p>「税関長の確認を受けた原料品を使用して製造した製品の輸出（積戻し）の許可年月日」欄には、確認書に税関で表示した振替原料品による製品の輸出許可年月日を記載する。</p> <p>なお、振替原料品がフェロニッケルである場合には、そのニッケルの含有率をかっこ書きする。</p> <p>○ 税関の確認を受けた「内貨原料品による製品に係る確認申請書」1通を添付する。</p> <p>戻し税を受けるため課税（未納税）原料品を保税工場等に入れることの承認申請書（T - 1600）</p> <p><u>特例申告に係る指定貨物にあつては、「課税（未納税）原料品の輸入許可年月日」欄に、特例申告書の提出年月日又は決定通知書の発出年月日をかっこ書きで併記する。</u></p> <p>「課税原料品を輸出貨物の原料品として使用する理由」欄には、保税工場又は総合保税地域における輸出貨物の製造に、課税原料品を使用せざるを得なくなつた理由（例えば、外貨原料品がなくなり、国産原料品の調達又は外</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）記載要領及び留意事項】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
貨原料品の輸入も数カ月間は望めないので、製品の納期に間に合わなくなつたこと等)を詳細に記載する。	貨原料品の輸入も数カ月間は望めないので、製品の納期に間に合わなくなつたこと等)を詳細に記載する。
課税(未納税)原料品による輸出貨物の製造終了報告書(T-1610) 特例申告貨物にあっては、「課税(未納税)の原料品の輸入許可の年月日」欄に、特例申告書の提出年月日又は決定通知書の発出年月日を <u>かっこ</u> 書き併記する。	課税(未納税)原料品による輸出貨物の製造終了報告書(T-1610) 特例申告に係る指定貨物にあっては、「課税(未納税)の原料品の輸入許可の年月日」欄に、特例申告書の提出年月日又は決定通知書の発出年月日を <u>かっこ</u> 書き併記する。
違約品等保税地域搬入届(T-1630) 特例申告貨物にあっては、「輸入許可年月日」欄に特例申告書の提出年月日を、「輸入申告番号」欄に特例申告書の番号を <u>かっこ</u> 書き併記する。	違約品等保税地域搬入届(T-1630) 特例申告に係る指定貨物にあっては、「輸入許可年月日」欄に特例申告書の提出年月日を、「輸入申告番号」欄に特例申告書の番号を <u>かっこ</u> 書き併記する。
違約品等保税地域搬入期間延長承認申請書(T-1631) 特例申告貨物にあっては、この申請書に添付する「輸入許可書又はこれに代わる税關の證明書」に代えて、特例申告書を提出したことを証する書類を添付する。	違約品等保税地域搬入期間延長承認申請書(T-1631) 特例申告に係る指定貨物にあっては、この申請書に添付する「輸入許可書又はこれに代わる税關の證明書」に代えて、特例申告書を提出したことを証する書類を添付する。
軽減税率適用貨物譲渡届(T-1680) 特例申告貨物にあっては、「輸入許可年月日」欄に特例申告書の提出年月日を、「輸入許可書番号」欄に特例申告書の番号を <u>かっこ</u> 書き併記する。 「譲渡しようとする理由」欄には、届出に係る軽減税率適用貨物を譲渡する理由を具体的に、かつ、詳細に記載するとともに、譲受者の用途を記載する。	軽減税率適用貨物譲渡届(T-1680) 特例申告に係る指定貨物にあっては、「輸入許可年月日」欄に特例申告書の提出年月日を、「輸入許可書番号」欄に特例申告書の番号を <u>かっこ</u> 書き併記する。 「譲渡しようとする理由」欄には、届出に係る軽減税率適用貨物を譲渡する理由を具体的に、かつ、詳細に記載するとともに、譲受者の用途を記載する。
減免税物品の転用確認申請書(T-1685) 特例申告貨物にあっては、「輸入許可年月日」欄に特例申告書の提出年月	減免税物品の転用確認申請書(T-1685) 特例申告に係る指定貨物にあっては、「輸入許可年月日」欄に特例申告書

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）記載要領及び留意事項】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
日を、「輸入許可書の番号」欄に特例申告書の番号を <u>かっこ</u> 書き併記する。 減免税物品に関する帳簿（P - 1000） <u>特例申告貨物にあっては、「輸入許可の年月日」欄に特例申告書の提出年月日を、「輸入許可書の番号」欄に特例申告書の番号を<u>かっこ</u>書き併記する。</u>	の提出年月日を、「輸入許可書の番号」欄に特例申告書の番号を <u>かっこ</u> 書き併記する。 減免税物品に関する帳簿（P - 1000） <u>特例申告に係る指定貨物にあっては、「輸入許可の年月日」欄に特例申告書の提出年月日を、「輸入許可書の番号」欄に特例申告書の番号を<u>かっこ</u>書き併記する。</u>
コーンスターク製造用無税とうもろこしに関する帳簿（P - 8010） 「原料欄」の部中、「規格」欄には、銘柄及びでん粉歩留りを記載し、「数量」欄には、輸入許可書の記載数量単位により記載する。 <u>特例申告貨物にあっては、「輸入許可年月日」欄に特例申告書の提出年月日を、「輸入許可書の番号」欄に特例申告書の番号を<u>かっこ</u>書き併記する。</u>	コーンスターク製造用無税とうもろこしに関する帳簿（P - 8010） 「原料欄」の部中、「規格」欄には、銘柄及びでん粉歩留りを記載し、「数量」欄には、輸入許可書の記載数量単位により記載する。 <u>特例申告に係る指定貨物にあっては、「輸入許可年月日」欄に特例申告書の提出年月日を、「輸入許可書の番号」欄に特例申告書の番号を<u>かっこ</u>書き併記する。</u>
「製品欄」の部中、「規格」欄には、コーンスタークの性状（例えば、乾燥、生又は乳液の別）、水分の含有量等を記載し、「販売年月日」、「販売先」及び「販売数量」の各欄には、製造したコーンスタークの直接販売に係るもの（自社使用の場合は、使用年月日、自社名及び使用数量）を記載する。 丸粒とうもろこしに関する帳簿（P - 8014） <u>特例申告貨物にあっては、「受入（輸入許可）年月日」欄に特例申告書の提出年月日を、「受入先（輸入許可書番号）」欄に特例申告書の番号を<u>かっこ</u>書き併記する。</u>	「製品欄」の部中、「規格」欄には、コーンスタークの性状（例えば、乾燥、生又は乳液の別）、水分の含有量等を記載し、「販売年月日」、「販売先」及び「販売数量」の各欄には、製造したコーンスタークの直接販売に係るもの（自社使用の場合は、使用年月日、自社名及び使用数量）を記載する。 丸粒とうもろこしに関する帳簿（P - 8014） <u>特例申告に係る指定貨物にあっては、「受入（輸入許可）年月日」欄に特例申告書の提出年月日を、「受入先（輸入許可書番号）」欄に特例申告書の番号を<u>かっこ</u>書き併記する。</u>
コーンフレーク製造用無税とうもろこしに関する帳簿（P - 8015） <「原料（とうもろこし）欄」の記載要領> 及び（省略） 「課税標準価格」、「軽減を受けた関税額」、「輸入許可年月日」及び「輸入許可書の番号」（ <u>特例申告貨物にあっては、特例申告書の提出年月日及</u>	コーンフレーク製造用無税とうもろこしに関する帳簿（P - 8015） <「原料（とうもろこし）欄」の記載要領> 及び（同左） 「課税標準価格」、「軽減を受けた関税額」、「輸入許可年月日」及び「輸入許可書の番号」（ <u>特例申告に係る指定貨物にあっては、特例申告書の提</u>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）記載要領及び留意事項】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
び特例申告書の番号をかっこ書きで併記する。)の各欄には、事後確認上必要と認められる場合には、ひき割りとうもろこし製造者にも記載させる。	出年月日及び特例申告書の番号をかっこ書きで併記する。)の各欄には、事後確認上必要と認められる場合には、ひき割りとうもろこし製造者にも記載させる。
<「中間製品（ひき割りとうもろこし）欄」の記載要領> 「規格」及び「数量」欄には、コーンフレーク製造者がひき割りとうもろこし製造者に委託した場合にあっては、ひき割りとうもろこし製造者には製造したひき割りとうもろこしの規格及び数量を、コーンフレーク製造者にはひき割りとうもろこし製造者から受け入れた当該ひき割りとうもろこしの規格及び数量（原料から製品まで一貫して製造する場合にあっては、製造したひき割りとうもろこしの規格及び数量）を記載する。この場合における当該欄には、コーンフレーク製造用ひき割りとうもろこしの数量及び当該ひき割りとうもろこしの粒度（例えば、「4～6メッシュ」等）を記載する。 (省略)	<「中間製品（ひき割りとうもろこし）欄」の記載要領> 「規格」及び「数量」欄には、コーンフレーク製造者がひき割りとうもろこし製造者に委託した場合にあっては、ひき割りとうもろこし製造者には製造したひき割りとうもろこしの規格及び数量を、コーンフレーク製造者にはひき割りとうもろこし製造者から受け入れた当該ひき割りとうもろこしの規格及び数量（原料から製品まで一貫して製造する場合にあっては、製造したひき割りとうもろこしの規格及び数量）を記載する。この場合における当該欄には、コーンフレーク製造用ひき割りとうもろこしの数量及び当該ひき割りとうもろこしの粒度（例えば、「4～6メッシュ」等）を記載する。 (同左)
<「製品（コーンフレーク）欄」の記載要領> (省略) 軽減税率の適用を受けた糖みつに関する帳簿（P - 8020） 「原料欄」の「糖分」欄には、糖分をしょ糖分として計算した重量の全重量に対する割合（%）を記載する。 特例申告貨物にあっては、「原料欄」の「輸入許可年月日」欄に特例申告の提出年月日を、「輸入許可書番号」欄に特例申告書の番号をかっこ書きで併記する。 「製品欄」の「製品の種類、用途等」欄には、例えば、グルタミン酸については、医薬用又は食卓用等、酵母については、パン用、飼料用又はリボ核酸用等、リシンについては、医薬用又は飼料添加用等、耐火れんがについては、ドロマイトイトレング又はけい石れんが等と記載する。 農林漁業用無税重油等振替申請書（P - 8030） 特例申告貨物にあっては、「輸入許可年月日及び輸入許可書の番号」欄に	<「製品（コーンフレーク）欄」の記載要領> (同左) 軽減税率の適用を受けた糖みつに関する帳簿（P - 8020） 「原料欄」の「糖分」欄には、糖分をしょ糖分として計算した重量の全重量に対する割合（%）を記載する。 特例申告に係る指定貨物にあつては、「原料欄」の「輸入許可年月日」欄に特例申告の提出年月日を、「輸入許可書番号」欄に特例申告書の番号をかっこ書きで併記する。 「製品欄」の「製品の種類、用途等」欄には、例えば、グルタミン酸については、医薬用又は食卓用等、酵母については、パン用、飼料用又はリボ核酸用等、リシンについては、医薬用又は飼料添加用等、耐火れんがについては、ドロマイトイトレング又はけい石れんが等と記載する。 農林漁業用無税重油等振替申請書（P - 8030） 特例申告に係る指定貨物にあつては、「輸入許可年月日及び輸入許可書の

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）記載要領及び留意事項】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
特例申告書の提出年月日及び特例申告書の番号を <u>かっこ</u> 書きで併記する。	番号」欄に特例申告書の提出年月日及び特例申告書の番号を <u>かっこ</u> 書きで併記する。
農林漁業用重油等受払台帳（P - 8040）	農林漁業用重油等受払台帳（P - 8040）
<p>「品名」（省略）</p> <p>「数量」欄には、無税重油等と他の重油等以外の炭化水素とを混合した場合には、混合された後の石油の数量を記載するとともに、当該数量に含まれる無税重油等の数量を<u>かっこ</u>書きにより内書する。</p> <p>「価額」欄には、購入又は販売の価格を記載する。</p> <p>ただし、価格の仕切りを他の場所で<u>行っている</u>ため、価格が明らかでない油槽所等においては記載を要しない。</p> <p>「備考」欄には、輸入許可書の番号、輸入許可の年月日（<u>特例申告貨物にあつては</u>、特例申告書の番号、特例申告書の提出年月日を<u>かっこ</u>書きで併記する。）輸入者名（記号表示）他の重油等以外の炭化水素油と混合したものである場合には、その旨、並びに他の重油等との振替の承認を受けた場合には、その承認を受けた旨及び承認の年月日を記載する。</p>	<p>「品名」（同左）</p> <p>「数量」欄には、無税重油等と他の重油等以外の炭化水素とを混合した場合には、混合された後の石油の数量を記載するとともに、当該数量に含まれる無税重油等の数量を<u>括弧</u>書きにより内書する。</p> <p>「価額」欄には、購入又は販売の価格を記載する。</p> <p>ただし、価格の仕切りを他の場所で<u>行っている</u>ため、価格が明らかでない油槽所等においては記載を要しない。</p> <p>「備考」欄には、輸入許可書の番号、輸入許可の年月日（<u>特例申告に係る指定貨物にあつては</u>、特例申告書の番号、特例申告書の提出年月日を<u>かっこ</u>書きで併記する。）輸入者名（記号表示）他の重油等以外の炭化水素油と混合したものである場合には、その旨、並びに他の重油等との振替の承認を受けた場合には、その承認を受けた旨及び承認の年月日を記載する。</p>
軽減税率適用物品に関する帳簿（P - 8050）	軽減税率適用物品に関する帳簿（P - 8050）
特例申告貨物にあつては、「輸入許可年月日」欄に特例申告書の提出年月日を、「輸入許可書の番号」欄に特例申告書の番号を <u>かっこ</u> 書きで併記する。	特例申告に係る指定貨物にあつては、「輸入許可年月日」欄に特例申告書の提出年月日を、「輸入許可書の番号」欄に特例申告書の番号を <u>かっこ</u> 書きで併記する。
減免税物品滅却届（P - 9510）	減免税物品滅却届（P - 9510）
特例申告貨物にあつては、「輸入の許可の年月日」欄に特例申告書の提出年月日を、「輸入許可書の番号」欄に特例申告書の番号を <u>かっこ</u> 書きで併記する。	特例申告に係る指定貨物にあつては、「輸入の許可の年月日」欄に特例申告書の提出年月日を、「輸入許可書の番号」欄に特例申告書の番号を <u>かっこ</u> 書きで併記する。
コンテナーの免税部分品使用届出書（A - 1020）	コンテナーの免税部分品使用届出書（A - 1020）
特例申告貨物にあつては、「修理に供した免税部分品」欄のうち、「輸入許	特例申告に係る指定貨物にあつては、「修理に供した免税部分品」欄のう

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）記載要領及び留意事項】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
可の年月日」欄に特例申告書の提出年月日を、「輸入許可書等の番号」欄に特例申告書の番号を <u>かっこ</u> 書きで併記する。	ち、「輸入許可の年月日」欄に特例申告書の提出年月日を、「輸入許可書等の番号」欄に特例申告書の番号を <u>かっこ</u> 書きで併記する。
通関業務取扱台帳（B-1170）	通関業務取扱台帳（B-1170）
「輸入申告等」欄において、「その他の申告・申請又は届」欄には、通関業法基本通達（昭和47年蔵関第105号）の18-2（料金表を適用しない手続）のイから <u>リ</u> までの手続に係る通関業務について記載する。	「輸入申告等」欄において、「その他の申告・申請又は届」欄には、通関業法基本通達（昭和47年蔵関第105号）の18-2（料金表を適用しない手続）のイから <u>チ</u> までの手続に係る通関業務について記載する。
通関業営業報告書（B-1190）	通關業營業報告書（B-1190）
「輸入申告等」欄において、「その他の申告・申請又は届」欄には、通関業法基本通達（昭和47年蔵関第105号）の18-2（料金表を適用しない手続）のイから <u>リ</u> までの手続に係る通關業務について記載する。	「輸入申告等」欄において、「その他の申告・申請又は届」欄には、通關業法基本通達（昭和47年蔵關第105号）の18-2（料金表を適用しない手續）のイから <u>チ</u> までの手續に係る通關業務について記載する。
その他	その他
関税法基本通達89-6に規定する教示は、次の表の第1欄に掲げる様式番号に係る書面により処分の通知を行う場合において、それぞれ同表の第2欄に掲げる様式番号に係る書面を添付して行うものとする。	関稅法基本通達89-6に規定する教示は、次の表の第1欄に掲げる様式番号に係る書面により処分の通知を行う場合において、それぞれ同表の第2欄に掲げる様式番号に係る書面を添付して行うものとする。
第1欄	第2欄
税関様式C第1040号	税關樣式C第7007号
税関様式C第1041号	税關樣式C第7007号
税関様式C第1045号	税關樣式C第7007号
税關樣式C第1050号	税關樣式C第7007号
税關樣式C第1070号	税關樣式C第7007号
税關樣式C第1140号	税關樣式C第7007号
税關樣式C第1175号	税關樣式C第7007号
税關樣式C第3350号	税關樣式C第7009号
税關樣式C第3360号	税關樣式C第7009号
税關樣式C第3420号	税關樣式C第7009号
税關樣式C第5060号	税關樣式C第7007号
第1欄	第2欄
税關樣式C第1040号	税關樣式C第7007号
税關樣式C第1041号	税關樣式C第7007号
税關樣式C第1045号	税關樣式C第7007号
税關樣式C第1050号	税關樣式C第7007号
税關樣式C第1070号	税關樣式C第7007号
税關樣式C第1140号	税關樣式C第7007号
税關樣式C第1175号	税關樣式C第7007号
税關樣式C第3350号	税關樣式C第7009号
税關樣式C第3360号	税關樣式C第7009号
税關樣式C第3420号	税關樣式C第7009号
税關樣式C第5060号	税關樣式C第7007号

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）記載要領及び留意事項】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
税関様式 C 第 6000 号	税関様式 C 第 7009 号	税関様式 C 第 6000 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 C 第 6020 号	税関様式 C 第 7009 号	税関様式 C 第 6020 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 C 第 6040 号	税関様式 C 第 7007 号	税関様式 C 第 6040 号	税関様式 C 第 7007 号
税関様式 C 第 5600 号	税関様式 C 第 7008 号	税関様式 C 第 5600 号	税関様式 C 第 7008 号
税関様式 C 第 5602 号	税関様式 C 第 7008 号	税関様式 C 第 5602 号	税関様式 C 第 7008 号
税関様式 C 第 5622 号	税関様式 C 第 7009 号	税関様式 C 第 5622 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 C 第 5624 号	税関様式 C 第 7009 号	税関様式 C 第 5624 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 C 第 5636 号	税関様式 C 第 7009 号	税関様式 C 第 5636 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 C 第 5658 号	税関様式 C 第 7009 号	税関様式 C 第 5658 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 C 第 5664 号	税関様式 C 第 7009 号	税関様式 C 第 5664 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 C 第 5800 号	税関様式 C 第 7008 号	税関様式 C 第 5800 号	税関様式 C 第 7008 号
税関様式 C 第 5802 号	税関様式 C 第 7008 号	税関様式 C 第 5802 号	税関様式 C 第 7008 号
税関様式 C 第 5822 号	税関様式 C 第 7009 号	税関様式 C 第 5822 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 C 第 5824 号	税関様式 C 第 7009 号	税関様式 C 第 5824 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 C 第 5836 号	税関様式 C 第 7009 号	税関様式 C 第 5836 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 C 第 5838 号	税関様式 C 第 7009 号	税関様式 C 第 5838 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 C 第 5858 号	税関様式 C 第 7009 号	税関様式 C 第 5858 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 C 第 5864 号	税関様式 C 第 7009 号	税関様式 C 第 5864 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 C 第 5906 号	税関様式 C 第 7009 号	税関様式 C 第 5906 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 C 第 9020 号	税関様式 C 第 7009 号	税関様式 C 第 9020 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 C 第 9050 号	税関様式 C 第 7009 号	税関様式 C 第 9050 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 C 第 9080 号	税関様式 C 第 7009 号	税関様式 C 第 9080 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 C 第 9200 号	税関様式 C 第 7007 号	税関様式 C 第 9120 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 C 第 9360 号	税関様式 C 第 7009 号	税関様式 C 第 9150 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 C 第 9370 号	税関様式 C 第 7009 号	税関様式 C 第 9200 号	税関様式 C 第 7007 号
税関様式 T 第 1005 号	税関様式 C 第 7007 号	税関様式 C 第 9360 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 T 第 1260 号	税関様式 C 第 7007 号	税関様式 C 第 9370 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 F 第 1282 号	税関様式 C 第 7009 号	税関様式 T 第 1005 号	税関様式 C 第 7007 号
税関様式 F 第 1300 号	税関様式 C 第 7007 号	税関様式 T 第 1260 号	税関様式 C 第 7007 号
税関様式 V 第 1120 号	税関様式 C 第 7007 号	税関様式 F 第 1282 号	税関様式 C 第 7009 号
税関様式 S 第 1025 号	税関様式 C 第 7007 号	税関様式 F 第 1300 号	税関様式 C 第 7007 号
		税関様式 V 第 1120 号	税関様式 C 第 7007 号

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）記載要領及び留意事項】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前	
	税関様式 S 第 1025 号	税関様式 C 第 7007 号